評価書様式

様式1-1-1 中期目標管理法人 年度評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関す	1. 評価対象に関する事項						
法人名	独立行政法人北方領土問題対策協会						
評価対象事業年度	年度評価	平成 28 年度 (第 3 期)					
	中期目標期間	平成 25~29 年度					

2	2. 評価の実施者に関する事項								
主務大臣		内閣総理大臣							
	法人所管部局	内閣府北方対策本部	担当課、責任者	北方対策本部参事官					
	評価点検部局	内閣府大臣官房政策評価広報課	担当課、責任者	内閣府大臣官房政策評価広報課長					
主	:務大臣 (融資業務のみ)	内閣総理大臣及び農林水産大臣							
	法人所管部局	内閣府北方対策本部	担当課、責任者	北方対策本部参事官 齊藤 馨					
		水産庁漁政部水産経営課		水産庁漁政部水産経営課長 清水 浩太郎					
	評価点検部局	内閣府大臣官房政策評価広報課	担当課、責任者	内閣府大臣官房政策評価広報課長 河田 浩樹					
		農林水産省大臣官房広報評価課		農林水産省大臣官房広報評価課長 長野 麻子					

3. 評価の実施に関する事項

独立行政法人北方領土問題対策協会の自己評価に対して、有識者の意見を踏まえつつ「独立行政法人北方領土問題対策協会の評価に関する基準」(平成27年6月12日内閣総理大臣決定)に基づき、主務大臣 の評価を実施した。また、評価の点検を行うに際しては、内閣府独立行政法人評価等のための有識者懇談会及び国立研究開発法人審議会水産部会を開催し、意見を聴取した。

4. その他評価に関する重要事項

特になし

様式1-1-2 中期目標管理法人 年度評価 総合評定様式

1. 全体の評定								
評定	В	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評定の状況						
(S, A, B, C, D)	(※平成 25 年度の業績評価については改正前の独立行政法人通則法に基づき実施されたもの	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度		
	であり、単純比較はできない旨付言する。)	A	В	В	В			
評定に至った理由	定量的な指標の中には中期目標等の120%に匹敵する指標も散見され、いずれの項目においても、中期目標等に鑑みておおむね順調に達成されていると認められる。							

2. 法人全体に対する記	平価
法人全体の評価	少ない要員ながら、創意工夫して、計画に沿った事業の推進が総合的かつ適切に行われている。また、コスト削減を考慮した効率化に向けた努力も図られており、内部統制についても強化に取り組んでいる。国民世論の啓発については、若年層や女性を対象に、わかりやすく、かつ親しみやすい活動を行うなど、創意工夫が見られるとともに、その活動成果についても、改善点を検討し、次の活動に反映しており、効果の向上に努めていた。四島交流事業については、アンケートにおいて参加者から出された要望を収集、分析の上、事業の内容の改善に取り組むなど、相互理解の推進を図り、もって返還要求運動に資するという従来の目的を達するため取り組んでいると評価できる。融資事業については、リスク管理債権の比率は1.48%となっているなど、計画の水準を十分に達成しており、また、制度の周知、関係機関との連携強化等にも努めていることが認められる。これらのことから、全体として順調に業務が進捗していると評価できる。
全体の評定を行う上で	該当なし
特に考慮すべき事項	

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など					
項目別評定で指摘した課題、改善事項	特になし				
その他改善事項	特になし				
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	特になし				

4. その他事項	
その他特記事項	特になし

様式1-1-3 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定総括表様式

中期	中期計画(中期目標)				Б		項目別	備考	
			26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	調書No.		
		(※)							
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項									
(1) 国民世論の	の啓発								
①北方領土返遊	霊要求運動の推進	A	В	В	В		I -(1)-①		
②青少年や教育	育関係者に対する啓発の実施	A	В	В	В		I -(1)-2		
③北方領土問題	堕にふれる機会の提供	A	В	В	В		I -(1)-③		
(2) 北方四島の	の交流事業	A	В	В	В		I -(2)		
(3)北方領土間	問題等に関する調査研究	A	В	В	В		I - (3)		
(4) 元島民の担	爰護	A	В	В	В		I - (4)		
(5)北方地域	日漁業権者等に対する融資事業	A	В	В	В		I - (5)		

中期計画(中期目標)	中期計画(中期目標) 年度評価						備考
	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	調書No.	
	(※)						
Ⅱ. 業務運営の効率化に関する事項							
一般管理費の削減	A	В	В	В		П−1	
業務経費の効率化	A	В	В	В		II -2	
人件費の適正化	A	В	В	В		II -3	
一般競争入札の実施	A	В	В	В		П−4	
内部統制	A	В	В	В		I I −5	
運営費交付金金額策定	A	В	В	В		П−6	
Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項							
一般業務勘定	_					III -1	
貸付業務勘定	A	В	В	В		III -2	
IV. その他の事項							
重要な財産の処分等に関する計画	A	В	В	В		IV-1	
剰余金の使途	_					IV-2	
施設及び整備に関する計画	В	В				IV-3	
人事に関する計画	A	В	В	В		IV-4	
中期目標期間を超える債務負担	_	_				IV-5	
情報セキュリティ対策	A	В	В	В		IV-6	

※重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

平成 25 年度業務実績評価は改正前の独立行政法人通則法等に基づき、独立行政法人評価委員会による評価が行われていたため、単純比較はできない。

様式1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報							
I — (1) —①	北方領土返還要求運動の推進						
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律				
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事業番号 0151				

2. 主な経年データ

①主要なアウトプット(アウトカム)情報								
指標等	達成目標	基準値(前中期目標期間最終年度値等)	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	
事業等の回数	年間 100 回以上	148 回	144 回	146 回	143 回	151 回		
②主要なインプット情報(財産	务情報及び人員に関	する情報)						
予算額 (千円)			588, 600	527, 644	518, 574	539, 990		
決算額 (千円)			598, 034	489, 439	452, 777	442, 725		
経常費用 (千円)			578, 574	477, 746	438, 070	435, 999		
経常利益 (千円)			_	_	_	_		
従事人員数			3 人	2 人	4人	4人		

注)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

	中期目標	中期計画
	幅広い国民世論	幅広い国民世論を結集
	を結集し、すそ野	し、すそ野の広い粘り強い
	の広い粘り強い国	国民運動を展開するため、
	民運動を展開する	「北方領土返還要求運動
	ため、返還要求運	都道府県民会議」及び返還
	動を推進する関係	要求運動に取り組む民間
	団体との連携を図	団体等との連携を図り、全
	り、全国における	国において各種大会、講演
	各種大会、講演会、	会、研修会、署名活動等、
	研修会、署名活動	北方領土返還のための国
	等、北方領土返還	民運動を推進する。その
	のための国民運動	際、中期目標期間中にこれ
	を推進する。その	らの活動が多くの都道府
	際、中期目標期間	県等において適切になさ
	中にこれらの活動	れるよう引き続き全都道
	が多くの都道府県	府県に働きかける。これら
	等において適切に	の活動水準を 100 回以上
	なされるよう引き	に維持するとともに、支援
	続き、全都道府県	内容が適切なものとなる
	に働きかけるもの	よう努める。また、推進委

(ア) 全国に設置されている北方領 | < 主な定量的指 | < 主要な業務実績 > 土返還要求運動都道府県民会議 標>

年度計画

要求運動連絡協議会(以下「北連 を年間 100 回以 水準を維持した。 協」という。)及び北連協加盟団 上開催したか 体等の実施する以下の事業等が 適切な支援を行う。

る効果は、事業の実施件数、内容|研究者、実務家、 各種大会や講演会等の各事業統 | として派遣した | 一的なアンケートを事業参加者 | か れらの結果や、政府が実施する世 | の会議を開催し 論調査の結果を活用し、性別や年一たか 齢、参加経験等、多角的に国民の

主な評価指標

支援状況については、北方領土返還要求全国大会の開 <評定に至った理由> (以下「県民会議」という。)並び| 北方領土返還|催、県民会議、北連協等が実施する事業に対し、啓発資料・ に返還要求運動に取り組む民間 | 要求全国大会を | 資材の提供、啓発パネル・ビデオの貸与、講師派遣、経費 | 団体で組織される北方領土返還 | 始め、各種事業等 | 等の支援を行い、平成28年度においても、100回以上の

法人の業務実績・自己評価

支援条件として、返還要求運動の事業内容が、北方四島 (歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島)の帰属の問題を解し 年間 100 回以上に保たれるよう | <その他の指標 | 決して平和条約を締結するという政府の北方領土問題へ | 昨年度に引き続き維持していることか の基本的立場に合致していることとし、費用対効果を十分 | ら、計画を着実に遂行していると認めら また、これらの事業の実施によ 県民大会等へ 考慮に入れるとともに、常に節約を心がけ効率的、効果的 れる。この結果、全国の県民大会や講演 な事業実施が行われるように、事業内容、規模、過去の実 | 会等には約10,200人の参加、約803,000 の充実状況、参加数等の状況及び | 元島民等を講師 | 績等が支援条件に合致しているかを確認している。

また、支援を行った事業については、事業終了後に各実|が認められる。なお、各種事業の支援に 施団体から、参加人数、参加者の反応、事業における新た に対して実施するなどして、適切 | 都道府県推進 | な取組状況等を記載する事業実施報告書の提出を受け、事 | るとともに、常に節約を心掛け、効率的、 |に把握するよう努める。また、こ | 委員全国会議等 | 業の効果を適切に把握するよう努めた。全国の県民大会や | |講演会等には、約 10,200 人の参加があり、県民会議の収│内容、規模、過去の実績等が支援条件に 集した返還要求署名数は約803,000人に上るなど、返還 | 合致しているかを確認していることが認 助成の支援条|運動を推進した。

主務大臣による評価

評定 B

事業実施の支援については、各都道府 - 県に設置されている北方領土返還要求運 動都道府県民会議や民間団体等で組織さ れる北連協等が実施する事業に対する支 援を年間 151 回実施しており、中期目標 等に定められた年間 100 回以上の水準を 筆の署名が集まるなど返還運動への寄与 おいては、費用対効果を十分考慮に入れ 効果的な事業実施が行われるよう、事業 められる。

とする。これらの 回以上を維持す 求運動を強化する ため、民間企業と 連携した啓発活動しいても検討する。 についても検討す るものとする。

会議等における啓 方領土問題に関す としてどの程度形しのとする。 成されているかも 果を活用して、複

また、保有する について、保有目 的に照らして更な る有効活用を図 る。

とする。

員の適切な配置及び必要 活動の水準は 100 な情報の提供に努め、各都 道府県との連携を緊密に る。また、返還要しする。更に、返還要求運動 を強化するため、民間企業 と連携した啓発活動につ

これらの事業の実施に よる効果は、各都道府県民 これらの事業の 会議等における啓発事業 実施による効果の実施件数、内容の充実状 は、各都道府県民 況、参加数等の状況及び新 たな指標として各種大会 発事業の実施状や講演会等の各事業統一 況、これらの事業 | 的なアンケートを事業参 への国民の参加状│加者に対して実施するな 況や、実施事業の どして、適切に把握するよ 啓発効果について | う努める。また、これらの 前中期目標期間に 結果や、政府が実施する世 検討した新たな指|論調査等の結果も活用し、 標も活用して把握した別や年齢、参加経験等、 するとともに、北 多角的に国民全体の関心 度を測定・分析した上で啓 る国民世論が全体 発活動の改善に資するも

含め、これらの結 運動 の一環として、根室 地域に建設された啓発施 数の視点から多角 設「北方館」等の充実を図 的に国民の関心度るとともに、保有資産の有 を測定・分析した 効活用の観点から意見箱 上で、啓発事業のを設置することにより、来 改善に資するもの 館者からの施設に対する 要望等をきめ細かく把握 し、これらの啓発施設につ 北方領土返還運動しいて、保有目的に照らして のための啓発施設 さらなる有効活用が図ら れるよう検討する。

「北方領土を目で見る

関心度を測定・分析した上で啓発 | 件、審査方法は適 活動の改善に努める。

- (i)北方領土返還要求全国大会 (2月7日「北方領土の日」 開催場所:東京)
- (ii)県民会議が開催する県民大 して実施したか 会、講演会、研修会等
- 研修会等
- (iv)北方領土返還要求署名活動、 街頭啓発、キャラバン、パネル | 踏まえ国民の関 | している。 展等の北方領土返還要求に関し心度等を測定・分 わるその他の啓発活動
- (4) 県民大会等へ研究者、実務家、 事業を実施する。
- (ウ) 協会、県民会議、都道府県等の 役として推進委員を配置し、協会 の各種会議の目 の得た情報の提供を行い、その共一的を達成するこ 有を図り、返還運動の推進を図 とができたか
- 加盟団体等の今年度の計画、総一あるか 括・見直し、課題等に対して助言 や支援を行う。
- ○都道府県推進委員全国会議(東 | 的に照らして有 | る。 京/4月)
- ○都道府県民会議代表者全国会 か 議(11月開催予定)
- ○ブロック幹事県担当者会議(11 | <評価の視点> 月、3月開催予定)
- ○県民会議ブロック会議(6ブロ 論を結集し、すそ ック)
- (オ) 根室地域の啓発施設について く国民運動を展している。 は、啓発効果の一層の向上を図る 開する上で資す 観点から、施設の設備整備等を行るものか う。また、啓発施設に設置の意見 箱の内容を集約し、施設の有効活

切か

各事業統一的 なアンケートを 事業参加者に対

啓発事業の効 告を受けたか

析したか、また、 分析の上で啓発 めに検討したか

都道府県推進

推進委員制度

発施設は保有目 効に活用された

アンケート結果では、関心の深まりは、80%以上の水準 を保っているが、若年層や女性の参加者を増加させること が、今後とも課題であることから、北方領土イメージキャ ラクター「エリカちゃん」を活用したキャラクターグッズ 等の制作・配布を行い、各事業において、親しみやすい啓 発活動の実施を行った。

更に、県民大会、講演会では、元居住者の体験談と啓発 (iii)北連協及びその加盟団体等 | 果について事業 | DVD「ジョバンニの島」の上映を組み合わせたり、現地 が開催する現地 (根室市) 集会、 実施団体から報 | 研修会等に参加した青少年の報告をプログラムに取り入 | れるなどの見直しを行った。今後とも、こうした取組を推しる。 アンケートを一進・充実させて、若年層や女性の参加を促していくことと

講師派遣については、県民会議、北連協が開催した県民 | 等により、20~30代の参加者、女性の参 大会、研修会・講演会等にロシア・北方領土問題等の研究 者、報道解説委員、また、元島民の高齢化を鑑み、貴重な 元島民等を講師として派遣する | 活動の改善のた | 経験を語り継いでいくことが重要であると考え、元島民等 を講師として派遣することを推進した。

推進委員制度については、地域における返還要求運動を 連携を緊密にするためのパイプ | 委員全国会議等 | 効果的、効率的に実施するため、協会、県民会議、都道府 | た各地域間の情報共有や啓発活動の改善 県等の緊密な連携を図るためのパイプ役として、都道府県 知事の推薦を得て理事長が任命した推進委員を47都道府 県に配置し、協会から毎月の返還要求運動団体の行事予 定、最近のロシア情勢に関する資料を提供するとともに、 (エ) 以下の会議を招集するととと | 等を活用した情 | 推進委員全国会議において、当該事業年度の事業計画、活 もに、必要に応じ北連協及びその「報共有の効果は」動事例等を説明・報告するなど、協会と推進委員間の情報 の共有化を図った。その結果として、国民世論の啓発にお 北方館等の啓しいて、協会、県民会議及び都道府県が一体となって、全国 で 100 回を超える各種事業を毎年滞りなく実施できていしめられる。

> また、四島交流事業においても、訪問団員の取りまとめ や受入事業をスムーズに実施するための土台作りなど、協 会の事業を円滑に実施できるよう活動している。

都道府県推進委員全国会議の実施について、協会の事業 民の啓発のための施設として有効に利用 幅広い国民世 | 計画の周知を図り、県民会議の事業計画との役割分担を明 | されているものと認められる。 確にするとともに、事業実施に当たっての問題点をお互い 野の広い粘り強し、事業の円滑な実施と効果的・効率的な推進を図っ

> 都道府県民会議代表者全国会議の実施について、2月の が認められ、中期目標等に照らして満足 強調月間での啓発事業等の方針を確認するとともに、教育しいく成果であるということができる。 者会議及び四島交流事業の今後の課題について意見交換 を行うことで、今後の返還運動及び四島交流事業の効果 | <指摘事項、業務運営上の課題及び改善

更に、平成28年度においては、平成28 年 12 月の日露首脳会談が行われること を踏まえ、政府、県民会議と連携の上、 啓発イベントでの呼び掛け、街頭ビジョ ンによる広報、懸垂幕の掲出、啓発グッ ズの作成・配布、SNS による呼び掛けな どの北方領土集中啓発事業を実施し、外 交交渉の一助になるよう、返還運動の更 なる盛り上げを図ったことが認められ

また、統一的なアンケート調査の実施 (実施回数 45 回、総回答者数 3,854 人) 加者を増加させることが課題であると分 析し、より効果的な返還要求運動の推進 に向けた検討を行い、取り組もうとして いる姿勢が認められる。

推進委員等に関しては、彼らを活用し に向けた努力も認められる。

また、県民会議等が実施する事業等へ の研究者、実務家、元島民等を講師とし ての派遣実績も認められる。

都道府県推進委員全国会議等の会議に ついても計画どおり開催されており、こ れらの会議等においてはおおむね高い評 価を得ており、高い意義があることが認

北方館等の啓発施設については、「意見 箱」に寄せられた来館者を対象としたア ンケートでも来館者の多くが有意義なも のだった (95.2%) と評価しており、国

このような点において、幅広い国民世 論を結集し、すそ野の広い国民運動の展 開に向けて粘り強く取り組んでいること

用が一層図られるよう検討す	 る。	方策>
	ブロック幹事県担当者会議の実施について、都道府県民	
	会議ブロック幹事県の代表者が一堂に会し、協会及び県民	
	会議の事業計画・報告、返還運動の課題と問題点及び次年	
	度の返還運動等について協議することにより、協会の事業	心度の測定、分析により更に強力な啓発
	計画等を各県ブロックの幹事県である県民会議へ周知す	活動にも期待したい。
	るとともに、各ブロック内県民会議の問題点を共有するこ	
	とができた。なお、幹事県は、ブロック内の県民会議に本	<その他事項>
	会議の内容等を周知・報告することとなっている。	特になし。
	県民会議ブロック会議(6ブロック)の実施について、	
	各県民会議を6ブロックに分け、ブロック内の協力・連携	
	を強化するとともに、課題等を協議するためのブロック会	
	議を内閣府、都道府県民会議、都道府県主管課、推進委員	
	等の出席を得て開催した。この会議では、ブロック内の各	
	県民会議事業の周知、また、問題点などについて活発な意	
	見交換が行われ、県民会議間の連携・強化及び情報の共有	
	が図られた。	
	北方領土の視察に訪れる者に北方領土問題に対する一	
	層の理解と認識を深めてもらうため、北方館、別海北方展	
	望塔及び羅臼国後展望塔の展示物等の更新、維持管理を行	
	い、「北方領土を目で見る運動」の推進を図った。	
	また、施設の更なる充実を図るため、各施設に設置して	
	いる意見箱において、来館者から施設・展示物等に対する	
	感想、要望等のアンケートを収集した結果、95.2%の来館	
	者から「大変有意義だった」、「有意義だった」との評価を	
	得ることができた。	
	引き続き、来館者からの意見を踏まえつつ、施設の有効	
	活用が行われるよう努力したい。	
	平成28年12月に、ロシアのプーチン大統領が訪日して	
	日露首脳会談が山口県、東京都で行われることを踏まえ、	
	政府、県民会議と連携の上、啓発イベントでの呼び掛け、	
	街頭ビジョンによる広報、懸垂幕の掲出、啓発グッズの作	
	成・配布、SNSによる呼び掛けなどの北方領土集中啓発	
	事業を実施し、外交交渉の一助になるよう、返還運動の更	
	なる盛り上げを図った。	

様式1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
I— (1)—②	青少年や教育関係者に対する啓発の実施				
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事業番号 0151		

2. 主な経年データ

のナートマナー プート (マウーナー) 陸却

(1)主要なアウトフ	主要なアウトプット(アウトカム)情報						
指標等	達成目標	基準値(前中期目標期間最終年度値等)	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
②主要なインプッ	②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)						
予算額 (千円)			北方領土返還要求運動の	北方領土返還要求運動の	北方領土返還要求運動の	北方領土返還要求運動の	
			推進の内数	推進の内数	推進の内数	推進の内数	
決算額 (千円)			北方領土返還要求運動の	北方領土返還要求運動の	北方領土返還要求運動の	北方領土返還要求運動の	
			推進の内数	推進の内数	推進の内数	推進の内数	
経常費用(千円)			北方領土返還要求運動の	北方領土返還要求運動の	北方領土返還要求運動の	北方領土返還要求運動の	
			推進の内数	推進の内数	推進の内数	推進の内数	
経常利益(千円)			北方領土返還要求運動の	北方領土返還要求運動の	北方領土返還要求運動の	北方領土返還要求運動の	
			推進の内数	推進の内数	推進の内数	推進の内数	
従事人員数			3 人	2 人	4 人	4 人	

注)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画
次代の返	返還要求運動
還要求運動	の「後継者対策」
を担う青少	を重点的に推進
年や教育関	するため、全国の
係者に対し	青少年、教育関係
て、北方領土	者等に本問題へ
問題に関す	の理解と関心を
る研修会の	深めてもらうた
開催等を行	めの事業を実施
う。なお、事	する。
業実施に当	なお、事業実施
たっては、研	に当たっては、研
修会等へ参	修会等へ参加し
加した青少	た青少年の事後
年の事後活	活動を推進・支援
動を推進、支	するなどして、効
援すること	果的な事業実施

(ア) 返還要求運動の「後継者対 策」を目的として、全国の青少 年、教育関係者等に本問題へ たか

年度計画

の理解と関心を深めてもらう ため、以下の事業を実施する。 従前から実施している事業 | 働きかけを適切に行 については、前年度の各事業にしい、それを受け、会議

なお、事業に参加した青少年 には、事後活動の結果報告の提|議を開催したか 出を県民会議に依頼するなど して、事後活動の推進を図るも のとする。

え、内容の充実に努める。

また、協会が主催する事業に ついては、アンケートを実施 (北方少年交流事業を除く。)

北方少年交流事業 等各種事業を実施し

主な評価指標

前年度事業への意 が図られたか

<主要な業務実績>

現地研修会の開催については、全国の青少年・教育関係者等を返還要 求運動原点の地・根室市に招集し、北方領土問題等についての研修を通 「北方領土問題教」じて、本問題への理解と関心を深めてもらうとともに、学校教育現場に 育者会議」の設置の | おける北方領土教育の一層の充実に生かしてもらうことを目的として、 「北方領土問題青少年・教育指導者現地研修会」を開催した。

法人の業務実績・自己評価

現地研修会では、過去のアンケートの要望等を受け、ジョバンニの島しいることが認められる。 対する参加者の意見等を踏ま | の新たな設置があっ | の上映と元島民の体験談をセットにしてプログラムに盛り込むととも に、過去にこの研修会に参加し帰ってから授業実践を行った教育指導者 教育者会議全国会 | による「北方領土模擬授業」などをプログラムに盛り込み、事業の充実 | 研修会、北方領土問題学生研究会など を図った。

> 全国の大学生等を根室市に招集し、北方領土問題を正しく理解しても 見等を踏まえた改しらうことを目的とした「北方領土ゼミナール」では、有識者による講義、 善・プログラム充実 | 北方領土元居住者の講話、北方領土関係施設の視察等を通し、知識の定 | 実施等を依頼するなど、事後活動の推 着を図った上、グループ発表を他のグループが投票で評価付けする形式 | 進、支援を通じた返還要求運動への継 各種事業に参加し | にして、参加学生による活発な意見交換がなされるよう考慮した。また、 | 続的な参加の工夫も行っているもの た青少年の事後活動 | パワーポイントを用いた資料作成を各グループが行うことで、表現のバ |

主務大臣による評価 評定 B

<評定に至った理由>

年度計画記載の北方少年交流事業、 北方領土問題青少年・教育指導者現地 |研修会、北方領土問題学生研究会等の

事業については、計画どおり実施して

また、事後活動の推進に関しては、 北方領土問題青少年·教育指導者現地 では、アンケートの実施や参加者へ報 告書の提出を求めていることに加え、 県民大会等の場において派遣報告の と認められる。

続的な参加しう努める。 について工また、協会が主

とする。 また、北方ト調査を実施し、 領土問題教|参加者の反応の 育者会議の一状況を把握する 設置についとともに、年齢、 て引き続き 性別、参加経験等 全都道府県を踏まえた分析 に働きかけ「等をした上で、意

成果を教育しめる。 関係者にフ クする。

のとする。

問題に関す

などによっに努め、返還要求 て、返還要求 運動への継続的 運動への継 な参加を促すよ

夫するもの 催する事業につ いては、アンケー るとともに、見を事業に反映 同会議での一させるように努

学校教育にお ィードバッ | ける北方領土教 育の充実を図る

研修会の|環境を整備する 開催等によっため、都道府県民 る効果や、同一会議の主導によ 会議による「る「北方領土問題」 成果の測定 教育者会議 の設 に当たって 置と活動に対し は、前中期目して全都道府県に 標期間に検し引き続き働きかし 討した指標 けるとともに、教 の活用も図 育者会議へのア っていくも、ンケート等を実 施することで、そ

次代の返しの活動状況を把 還要求運動 握し、同会議での を担う青少成果を教育関係 年や教育関 者にフィードバ 係者に対し一ックするよう努 て、北方領土しめる。

返還要求運動 る研修会の一の「後継者対策」 開催等を行しを重点的に推進し

し、参加者の反応の状況を把握 するとともに、年齢、性別、参 加経験等を踏まえた分析等を せる。

- ○北方少年交流事業(対象:北 方領土元居住者の3世等)
- 内閣総理大臣、内閣府特命 担当大臣(沖縄及び北方対 策) 等関係大臣に対し、早 期解決を訴える。
- ・同世代の少年・少女と交流 を通じた北方領土研修。
- ○北方領土問題青少年現地研 修会(対象:中学生、高校生 /根室市)
- ○北方領土問題教育指導者現しするものか 地研修会(対象:中学校社会 科担当教諭等/根室市)
- ○北方領土ゼミナール(対象: 大学生/根室市)
- ○北方領土問題学生研究会(対 象:大学生/原則年2回)
- ○北方領土問題に関するスピ ーチコンテスト (対象:中学 生)
- ○えとぴりか巡回研修事業
- (イ) 学校教育における北方領土 教育の充実・強化を図ること を目的とする「北方領土問題 教育者会議」の設置について 未設置の県に対しては、各県 の状況等を踏まえつつ、既設 置の都道府県における設置経 緯、規約及び活動事例等の情 報提供といった働きかけ・協 力を引き続き行うとともに、 既設立会議については、北方 領土に関する学習会、パネル 展、作文コンクール等をはじ めとする事業の実施に対し

を推進したか

協会が主催する事 容の改善に役立つア

設立済みの教育者

<評価の視点>

ラエティに富んだ発表を行えるよう工夫した。

各事業参加者に対しては、事業終了後、報告書(小論文)の提出を求│度において教育者会議を新たに設置 業や北方領土問題教 めており、その取りまとめを行い、参加者の北方領土問題への理解と関 した上で、次年度事業に反映さ│育者会議の参加者か│心を把握するとともに、意見等については、次年度以降の事業をより効│の未設置県に対しても、情報提供や説 ら次回以降の事業内 果的、効率的に実施するために有効活用している。

> 平成28年度も各事業でアンケートを実施し、「北方領土問題青少年・ | 努めていることが認められる(宮城 ンケートを実施した 教育指導者現地研修会 及び「北方領土ゼミナール」は、90%以上の参 県、福島県、栃木県を除く 44 都道府 加者から「非常に有意義だった」、「有意義だった」との評価を受けた。

> 北方領土問題学生研究会は、学生が取り組む活動について協議し、同一 会議への支援状況及 世代に対する各種啓発活動を企画・実施することにより、返還運動の後 についても、教育者会議の運営や教育 び内容は有益であっ | 継者の育成と活性化に資することを目的として、平成28年度は3回開 | 者会議で開催・実施された研修会への 催し、1回目は有識者による講義を行い、2回目は、元島民の講話を行 | 資料作成等の支援を行ったことが認 い、3回目は、北隣協主催事業に本研究会の学生を参加させ、パネル展しめられる。 の来場者に対して署名活動、パネル説明等を行い、北方領土問題、返還 返還要求運動の「運動の重要性を理解する上で大きな成果があった。

> 「後継者対策」に資工とおりて交流事業は、北方領土元居住者の三世(北方少年)等が内閣」の実施について支援を拡充しており、 総理大臣を始めとする関係大臣等へ表敬し、北方領土問題の早期解決を|教育者会議が行う事業の充実、拡大を 訴えることは、北方領土返還への願いを内外に訴える上で有益であっ「図っていることが認められる。 た。また、関東・甲信越ブロック内の同世代の青少年との交流を通じて、 同世代の青少年に返還運動の重要性を訴えることは、返還運動の後継者 を育成するという観点から有益であった。

> > 北方領土に関する全国スピーチコンテストは、次代を担う若い世代が一に努めていることが認められる。 北方領土問題を身近な問題として捉え、この問題に関心を持ち、北方領 十問題に関する歴史等を正しく理解することを狙いとして、全国の中学 | 年現地視察事業についても、計画どお 生を対象とした「平成28年度北方領土に関する全国スピーチコンテス ト」を実施し、全国から 5,809 作品の応募があった。

> > また、最終選考会には、教育者会議全国会議の参加教諭にも会場審査 会議からも有意義だったと評価を受 員として参加してもらい、発表者と同世代の中学生にも聴講してもらう│けたことも認められる。 など、事業の工夫を行っている。

> > スピーチコンテストへの参加校の教諭等に対するアンケートでは、回「者」対策に資する取組を行っていると 答者の97.4%から「大変良かった」、「良かった」との評価を受けた。

なお、本事業の結果等を取りまとめた報告書(記録集冊子・記録DV D) を作成し、県民会議、教育者会議等へ配付した。

えとぴりか巡回研修事業は、北方四島交流等事業使用船舶「えとぴり | 善方策> か」を青少年等に対する啓発事業にも有効活用し、北方領土問題、返還 運動に理解を得るため、全国の港を巡回し、次代を担う青少年を対象と した研修事業を実施するとともに、一般公開を行い、北方領土問題の解しくその他事項> 決の重要性について理解を求めた。

青少年の研修会参加者には、作文等の提出を求め、北方領土研修の成 果を把握し、事業効果の検証を行った。

アンケート結果では、参加者(青少年)の98.2%から、参加者(-

教育者会議については、平成28年 する県はなかったものの、教育者会議 明活動を行うなど新規設置に向けて 県に設置)。

既設置の教育者会議に対する支援

また、平成28年度から教育者会議 に対して、学校等での北方領土授業等

更に、教育者会議全国会議について は、計画どおり開催し、活動事例の紹 介や成果物の配布を行って、情報共有

県民会議が実施する北方領土青少 り、協会の支援により実施されたとこ ろであり、参加者の青少年や実施県民

以上の点から返還要求運動の「後継 認められる。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改

特になし。

特になし。

するため、全国の 青少年、教育関係 者等に本問題へ の理解と関心を 次めてもらうた めの事業を実施 する。 で、適切な支援を行う。 また、各県の教育者会議間の 連携を図るとともに、教材等の 成果物の共有化等を進めるた め「北方領土問題教育者会議全 国会議」を開催する。更に、教育者会議が各事業の参加者を県民会議が選考する際には 有者会議へのアンケート等を 実施することで、その活動状況 を把握し、同会議での成果を教	質土問題に対開催した。、地域におけで派遣報告
の理解と関心を 深めてもらうた め「北方領土問題教育者会議全 めの事業を実施 する。 「君会議」を開催する。更に、教 育者会議へのアンケート等を 実施することで、その活動状況	質土問題に対開催した。、地域におけで派遣報告
深めてもらうた めの事業を実施 する。 国会議」を開催する。更に、教 する。 育者会議へのアンケート等を 実施することで、その活動状況 で表のであることを目的とした研修・交流会を 県民会議が各事業の参加者を県民会議が選考する際には る返還運動に参画が見込めることや県民大会等の場におい を実施すること等を条件とすることで、青少年や教育関係者	開催した。 、地域におけ いて派遣報告
めの事業を実施 する。 国会議」を開催する。更に、教 育者会議へのアンケート等を 実施することで、その活動状況 県民会議が各事業の参加者を県民会議が選考する際には る返還運動に参画が見込めることや県民大会等の場におい を実施すること等を条件とすることで、青少年や教育関係者	、地域におけいて派遣報告
する。	って派遣報告
実施することで、その活動状況を実施すること等を条件とすることで、青少年や教育関係者	· · · · — · · · · ·
	音の事後活動
を把握し、同会議での成果を教の推進に努めた。	
育関係者にフィードバックすアンケート結果は、次年度以降のプログラム策定の参考	とするため、
る。	
(ウ) 県民会議等が実施する青少 なお、アンケート結果は、事業全体で良好な回答を得てい	、 るが、個別
年現地視察事業について適切 プログラムに対する設問や自由記述欄を設けるなどして、参	学加者の要望
な支援を行う。	ては、その内
容を検討の上、新たなプログラムに取り入れるなど、事業す	ご実のため有
効活用している。	
更に、事業の参加者から提出された報告書及び感想文は、	参加者の北
方領土問題への理解や関心を把握するために非常に有意義	をなものであ
り、事業に対する意見、要望などは、次年度の事業プログラ	うム策定に当
たっての参考資料として活用している。	
北方領土問題教育者会議については、推進委員全国会議、	県民会議代
表者全国会議等において、教育者会議未設置県に対し、各身	民会議のイ
ニシアティブの下、教育の特殊性に配慮しつつ、各県の事情	青も踏まえた
上で、設立に向けて取り組むよう要請するとともに、既設の	
については、活動の充実と課題、県民会議との連携について	に協議を行っ
$ \hspace{.1cm} \hspace{.1cm} \hspace{.1cm} $	
また、各県の教育者会議で開催・実施された研修会や実践	長授業等の資
して実施する事業に対して支援を拡充し、事業の充実、拡	
文部科学省において、領土教育の充実を図るため「中学校	
- - - - - - - - - -	
の記述が大幅に増えたことを踏まえ、教育者会議全国会議が	
場面において、当該改訂について周知を行うとともに、平	
場で北方領土問題に関して実践授業等での積極的な取組を	
更に、各県教育者会議の実践事例等の活動状況を他県へ	
るとともに、資料・資材の供与等を積極的に行い、北方領 =	
で取り上げやすい環境を整えたことにより、学校教育の場に	こおいて、北
方領土教育の充実・強化を図ることができた。	1. 525 44 4 4 4 44
教育者会議間の連携を図り、教育者会議活動の効果的、交	が一般が大力

について協議するため、「教育者会議全国会議」を開催した。 会議では、外務省から日露首脳会談後の日露関係等の講演、内閣府か ら政府説明、協会から事業説明等を行うことにより、政府の方針、協会 の業務内容等を再確認するとともに、各教育者会議の活動状況・現状と 問題点等を共有することができ、実施したアンケートでは、回答者の 96.1%が「有意義」との回答を得ることができた。 教育者会議全国会議の出席者は、教育関係者等へフィードバックさせ るため、会議の成果を各都道府県の教育者会議、県民会議、更には、地 元の科目別の教諭の研究会である中学校社会科研究会等の場で、会議内 容を報告するとともに、あらゆる機会を通じて会議の成果を教育者等に 伝え、教育現場に活かしていくよう各都道府県教育者会議に要請してい 更に、北方領土問題教育指導者地域研修会において、ブロック内の教 育者会議代表、また、根室での教育指導者現地研修会や北方四島交流事 業の教育関係者訪問事業へ参加した中学校の社会科教諭等の参加を得 て、各県の学校教育現場における北方領土教育の推進方法等についての 意見及び情報交換を行うことで、北方領土教育の一層の充実・強化、ブ ロック内の教育者会議の連携の強化を図った。 北方領土青少年等現地視察支援事業については、北方領土返還要求運 動都道府県民会議が構成した青少年等現地視察団を北方領土隣接地域 に派遣し、青少年等に北方領土を自らの目で実感してもらい、元島民の 体験談を聞くなどの機会を提供し、北方領土問題を身近な問題として捉 え、返還要求運動を継承してもらうことを目的として、平成28年度は、 20 県民会議が北方領土青少年等現地視察事業を実施した。 なお、事業を内容のあるものにするため、現地視察前には、事前研修 会を義務付け、視察日程には、「北方領土の視察」、「元島民体験談の聴 講 及び「北方領土啓発施設の見学」を必ず取り入れることを条件とし て支援を行った。 参加者へのアンケートでは、「北方領土問題に対する関心が深まった」 との回答がほとんどの参加者からあり、特に「元島民の体験談は印象に 残った」との感想が寄せられた。 また、実施県民会議からは「県民会議単位での現地視察は、北方領土 問題教育者会議との連携強化につながるとともに、青少年に対して北方 領土問題への理解と関心を高めることができる」など非常に有意義であ ったとの評価を受けた。

様式1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
I— (1)—③	北方領土問題にふれる機会の提供				
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事業番号 0151		

2. 主な経年データ

① 子声 わマカー プ・・・ (マカーカー) 桂却

(1)主要なアウトス	D主要なアウトプット(アウトカム)情報						
指標等	達成目標	基準値(前中期目標期間最終年度値等)	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
②主要なインプッ	,ト情報 (財	務情報及び人員に関する情報)					
予算額 (千円)			北方領土返還要求運動の	北方領土返還要求運動の	北方領土返還要求運動の	北方領土返還要求運動の	
			推進の内数	推進の内数	推進の内数	推進の内数	
決算額 (千円)			北方領土返還要求運動の	北方領土返還要求運動の	北方領土返還要求運動の	北方領土返還要求運動の	
			推進の内数	推進の内数	推進の内数	推進の内数	
経常費用(千円)			北方領土返還要求運動の	北方領土返還要求運動の	北方領土返還要求運動の	北方領土返還要求運動の	
			推進の内数	推進の内数	推進の内数	推進の内数	
経常利益(千円)			北方領土返還要求運動の	北方領土返還要求運動の	北方領土返還要求運動の	北方領土返還要求運動の	
			推進の内数	推進の内数	推進の内数	推進の内数	
従事人員数			4人	3 人	4 人	4人	

注)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標
北方領土問題に	北方領土問題につい	北方領土問題につ	各イベントや啓発
ついての関心と国	ての関心と国民世論を	いての関心と国民世	等を実施したか
民世論を高めるた	高めるため、国民が北方	論を高めるため、以下	効果的な事業展開
め、国民が北方領	領土問題にふれる機会	の取組を実施するこ	に当たり、アンケー
土問題にふれる機	の提供に努める。特に、	とで、国民が北方領土	ト調査の実施等必要
会の提供に努め	若年層やこれまで協会	問題にふれる機会の	な工夫を行ったか
る。特に、若年層や	が実施してきた取組に	提供に努める。なお、	
これまで協会が実	参加していない国民に	以下の事業を実施す	<評価の視点>
施してきた取組に	対して積極的に機会の	るに当たっては、北方	イベント等の特性
参加していない国	提供を行うため、刊行物	領土問題やその歴史	を踏まえながら、分
民に対して積極的	やパンフレットのほか	などの訴求内容を事	かりやすく伝えるよ
に機会の提供を行	に、民間企業のノウハウ	業の特性を踏まえな	うな工夫を行ったか
うため、ICT や民	も活用しながら、インタ	がら適切に判断し分	上記の視点を踏ま
間企業のノウハウ	ーネット等の ICT や街	かりやすく伝えるよ	え、北方領土問題に
を活用し、北方領	頭ビジョン等を用いて、	う工夫するとともに、	ついての関心と国民
土問題やその歴	多くの国民の目にふれ	イベント参加者への	世論を高めることに
史、北方領土の現	やすい事業を実施する。	アンケートやホーム	寄与したか

<主要な業務実績>

北方領土問題について国民が正しく理解し、認識を得るため、パント<評定に至った理由> フレット・グッズ等の啓発資料・資材の作成を行い、県民会議等に提 供・支援することで、県民大会、研修会、キャラバン及び署名活動、 集中啓発事業等において、効果的、効率的に活用してもらうことで、 更なる啓発活動の充実により北方領土 北方領土問題に対する国民世論の啓発を図った。

法人の業務実績・自己評価

また、親しみやすい資料・資材とするため、標語・キャッチコピー|ていることが認められる。 募集の最優秀作品や北方領土イメージキャラクター「エリカちゃん」 を資料・資材に取り込む工夫を行った。

なお、本資料・資材等の作成に当たっては、協会が一括調達を行う│スターやカレンダーを始めとする啓 ことにより、効率的、経済的な調達を行った。

標語・キャッチコピーは、協会ホームページ、従来掲載していた公しことが認められる。 募専門誌への掲載回数を増やし、また各北方領土事業において募集を 募るなどして、5,459件(昨年度3,513件)の応募があった。

最優秀作品は、啓発資料・資材、ポスターカレンダー等に掲載する ┃の関心が高まっている平成 28 年 12 月 などして有効に活用している。

ポスターカレンダーは、年間を通じて掲出して貰うため、年間カレー押しするため、通行者・施設利用者の往

主務大臣による評価

評定 B

啓発パンフレット・文具等を作成し、 | 県民会議等の参加者に提供するなど、 問題にふれる機会の提供の充実に努め

また、標語・キャッチコピーについて は、これを広く募集し、最優秀作品をポ 発・広告媒体で使用して、活用している

更に、日露首脳会談が行われ、日露関 係や北方領土問題の進展について国民 に、更に国民を盛り上げ、外交交渉を後 状等に関する情 なお、実施に当たって ページにおける意見 工夫に努める。

報、知識を分かりしは、北方領土問題やそのし募集を実施するなど やすく伝えるよう | 歴史、北方領土の現状等 に関する情報、知識を分 や関心度を把握する かりやすく伝えるよう 工夫するとともに、例え (ア) パンフレット等 ば、イベントの参加者へ のアンケートやホーム ページにおける意見募 (イ) 標語・キャッチコ 集などにより、参加者等 の反応や関心度を自ら (ウ) 啓発カレンダー 把握するよう努める。

して、参加者等の反応 よう努める。

- の啓発用資料・資材 の作成
- ピーの募集
- の作成
- (エ) 街頭ビジョン等 による啓発
- (オ) 協会ホームペー ジやSNSを利用 して、事業実績など のコンテンツを谏 やかに更新するな どして情報発信を 実施
- (カ) 国民とりわけ若 い世代が北方領土 問題に対する関心 を高めるための「北 方領土ふれあい広 場」(仮称) を実施
- (キ) 北方領土返還運 動全国強調月間の 設定から30年を迎 えることを踏まえ、 インターネットに よる広報啓発を実

ンダーを取り込んだポスターカレンダーとして作成しており、県民会一来が多い羽田空港、新宿、池袋等の街頭 議、北連協加盟団体、関係機関等へ配付し、年間を通じた啓発を行っし

なお、本事業を一般競争入札(総合評価落札方式)により作成する 土問題に対する正しい理解を促進する ことにより、外部の者の知見を活用し、より効果的な啓発を行った。 街頭ビジョン等による啓発については、ロシアのプーチン大統領がしと認められる。 訪日し、日露関係、北方領土問題の進展について国民の関心が高まっ てきている12月を、更に国民世論を盛り上げ、外交交渉を後押しすしは、メディアの特性及び運営目的を踏 る絶好のタイミングと捉え、多くの国民に北方領土問題に対する理解│まえると定期的な情報発信が必要であ を促すため、通行者・施設利用者の往来が多い羽田空港第1ターミナーることから、若年層などに向けて、北方 ルフューチャービジョン、羽田空港第2ターミナルフューチャービジ | 領土イメージキャラクター「エリカち ョン、新宿駅前街頭ビジョン(アルタビジョン新宿)、池袋サンシャ インシティ周辺街頭ビジョン(リプレビジョン)、渋谷駅前街頭ビジ | 及びツイッターを用いて、事前の告知 ョン (シブヤテレビジョン 2)、有楽町駅前街頭ビジョン (ビックマーや事業の結果通知を定期的に行うよう ルチビジョン)、六本木駅前街頭ビジョン (Y!Mobile Vision 六本 | 努めているなど、インターネットを活 木)、秋葉原駅前街頭ビジョン(秋葉原ラジ館ビジョン)において、 北方領土啓発ビデオスポットを放映する集中啓発事業を実施した。

また、全国主要都市に設置されている北方領土啓発広告塔についしる。 て、老朽化が著しい宮城県に設置されていた広告塔は安全のため撤去 するなど、適切な維持管理を行った。

ホームページやSNSの活用については、協会ホームページが北方 | 30 年を迎えたことを踏まえ、フェイス 領土に関する情報発信の拠点となるべく、インターネット上のニュー「ブックを活用して、北方領土返還運動 ス記事を配信する「北方領土関連ニュース」のコーナーを実施した。 若年層の興味・関心を得るため、北方領土イメージキャラクター「エ リカちゃん」を主人公にしたフェイスブック及びツイッターにおいしたと認められる。 て、北方領土関連イベント等の事前告知・実施報告、納沙布岬からの 北方館だより等の最新情報を発信するとともに、ロシア語講座、北方 | ついても計画どおり全国 16 都市で実施 領土の歴史紹介等を発信することにより、SNSを活用した啓発、情│され、参加者の興味・関心を高めるた 報発信に努めた。

また、北方領土返還運動全国強調月間の設定から30年を迎えたこ とを踏まえ、フェイスブックを活用して、北方領土返還運動全国強調 月間(8月15日から2週間)及び集中啓発事業(12月1日から2週 る。また、イベント参加者を対象とした 間)の期間に広告の掲出を行い、より多くの方の目に留まるよう努め アンケートを実施し、参加者の反応等

「北方領土ふれあい広場」は、国民世論の一層の啓発、特に若い世しむね良いものと認められる。 代に対して北方領土及び北方領土問題への理解の促進を図るため、 「四島パーク 見て、聞いて、みんなで伝えよう北方領土」と題した | 踏まえながらわかりやすく伝える工夫 「北方領土ふれあい広場」を全国 16 都市で 28 年 8 月~12 月の間に│を行うことを通して、北方領土問題に 開催した。

事業内容は、特設ステージでのスペシャルサポーターの「足立梨花」」う中期目標等に照らして、要求水準を さん、「須賀健太」さんや御当地タレント、北方領土イメージキャラー満たす成果であったと認められる。

ビジョン等での啓発映像の放映を行う など、より多くの国民に対して北方領 ための啓発活動を効果的に行っている

ホームページや SNS の活用について ゃん」を主人公にしたフェイスブック | 用した親しみやすくわかりやすい情報 発信のための工夫と努力も認められ

また、平成28年が北方領土返還運動 全国強調月間(8月、2月)の設定から 全国強調月間等に広告の掲出を行い、 より多くの国民の目に触れるよう努め

加えて、「北方領土ふれあい広場」に め、イベントの内容を参加型プログラ ムにするなど有効な啓発活動を行おう と着実に取り組んでいると認められ の把握に努めており、その評価もおお

以上の点から、イベント等の特性を ついての関心と国民世論を高めるとい

クター「エリカちゃん」が参加する北方領土トークショー及びクイズ大会、パネル展示 (クイズラリー形式)、啓発動画の上映、・署名活動等を行い、約18,520名の参加を得て、広く国民に北方領土問題解決の重要性を訴えることができた。参加者には、事業の効果測定や意見等を聴取するためにアンケートを行い、北方領土問題について「非常に関心をもった」、「やや関心をもった」との回答が全体の93.5%となった。また、各府県において、府県政クラブ、地元テレビ局、地元紙及びSNSを通じて広報を行うなど開催地と一体となって開催できたことは、地域における啓発事業の活性化にも繋がったと考えている。	<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 今後とも、幅広く国民が北方領土問題について知り、ふれる機会を創出する工夫を行う様々な取組を期待したい。特に、本問題への理解と関心を深めてもらうという従来の趣旨に照らして、適当な事業実施となるような取組を引き続き期待したい。
	<その他事項> 特になし。

様式1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
I — (2)	北方四島の交流事業				
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事業番号 0151		

2. 主な経年データ

中期目標

①主要なアウトプッ	①主要なアウトプット(アウトカム)情報						
指標等	達成目標	基準値(前中期目標期間最終年度値等)	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
②主要なインプット	情報(財務情	報及び人員に関する情報)					
予算額 (千円)			260, 601	281, 165	287, 626	292, 442	
決算額 (千円)			256, 746	268, 311	253, 630	256, 981	
経常費用 (千円)			255, 868	268, 311	253, 630	256, 981	
経常利益 (千円)			_	_	_	_	
従事人員数			2 人	3 人	3 人	3 人	

注)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期計画

	1 2241 1 124	1 //4 F 1
	北方領土問題の	① 元島民や返還運
	解決を含む日露間	動関係者等と北方
	の平和条約締結問	四島在住ロシア人
	題解決のための環	との相互交流
	境整備を目的とし	元島民や返還運
	て、北方四島在住の	動関係者等と北方
	ロシア人との相互	四島在住ロシア人
	理解を促進するた	との間の相互交流
	め、日露両国の合意	事業を関係機関・関
	に基づいて設定さ	係団体とも連携を
	れた旅券・査証なし	取りながら実施し、
	で行う相互訪問の	支援する。事業実施
	枠組みの下での北	後、参加者から意見
	方四島に在住する	を聴取して、次回以
	ロシア人と元島民、	降の事業内容の改
	返還運動関係者等	善に資する。
	との相互交流を実	なお、政府から次
	施するとともに、関	代の四島交流事業
	校機関 関校団体 い	に関するたり士に

以下の相互交流事業及び専 門家派遣事業については、事一派遣を実施したか 業実施後、日本人参加者から 事業内容の改善に資する。な 施したか お、四島在住ロシア人受入事 業参加者についても、アンケー聴取した意見の反映等 ートによる意見の聴取に努め | を行ったか る。

年度計画

なお、これまで政府から示 | 報告書・報告会は今後 基本方針 | 等を踏まえ、事業を | たか 円滑かつ効果的に推進すると ともに、体制の整備、交流手法 | 島交流事業の基本方 | 事前研修会を実施した。 の見直し及び交流成果の更な「針」に基づき、見直しに る活用に努める。

①元島民や返還運動関係者等 | による協議が実施され | と北方四島在住ロシア人としたか 係機関・関係団体と | に関する在り方に の相互交流 も連携を取りなが | ついて方針が示さ

交流事業及び専門家

主な評価指標

訪問事業参加者から

ついて実施関係団体等

次回以降の事業内容

<主要な業務実績>

元島民や返還運動関係者等と北方四島在住ロシア人と 訪問・受入事業参加 | の相互交流について、協会主催の事業では、一般訪問を2 意見を聴取して、次回以降の | 者からの意見募集を実 | 回、後継者訪問1回、教育関係者・青少年訪問1回の計4 | 住口シア人との相互交流については、相互 回の訪問を計画し、悪天候の要因による一部予定の変更を 除いては、全て予定どおり実施した。道推進委主催の事業|画に沿って着実に実施されている。中でも、 では、一般訪問2回、後継者2回、教育関係者・青少年1 回の訪問を計画し、悪天候の要因により一般訪問2回の実 より多くの会話ができるような取組を行う 日本語講師等による | 施にとどまった。

法人の業務実績・自己評価

また、北方四島交流事業においては、昨年度に引き続き | 取した意見の反映に努める姿勢が認められ された「北方四島交流事業の | につながる内容であっ | 住民交流会(文化交流やスポーツ交流と意見交換)を各訪 | る。 間で実施した。住民交流会の実施に当たっては、事業参加 「平成26年度北方四 | 者に対し、北方領土問題の経緯、日本の主張等についての | 承する機会を設けて、県民大会等において

> 事業において北方四島在住ロシア人との交流を行い、相一の活性化に寄与する役割も果たしていると 互理解を深めた参加者は、北方領土への訪問で得た経験等 │ 認められる。 を各種団体や地元に広めるため、県民大会等の場において 報告を行うなど、返還運動の活性化に大きく寄与した。

更に、全ての訪問事業でアンケートを実施し、ほぼ全て一おおむね好意的な意見と認められる。また、 - 元島民や返還運動関係者 | の改善に資することが | の団員から「非常に有意義」、「有意義」との回答を得てい | 参加者から意見募集を実施して、相互理解 ら、その充実及び改しれた際には、その方しに等と北方四島在住ロシア人しできるよう、上記協議しる。併せて、参加者からの意見も収集しており、その結果しの増進という目的を達するために次年度の

主務大臣による評価 評定 B

<評定に至った理由>

元島民や返還運動関係者等と北方四島在 |理解を深めるという目的に沿って、年度計 参加者からの要望を踏まえて、四島住民と など交流事業の更なる発展を図るべく、聴

また、訪問後においては、その経験を伝 報告を行うなど国民世論の啓発や返還運動

更に、活動結果については、アンケート 調査を実施して、その成果を確認しており、 善を図る。

次代の四島交流事 直し及び交流成果 業に関する在り方 | の更なる活用に努 | ②専門家の派遣 について方針が示しめる。 された際には、その ② 専門家交流 方針に基づき、体制 の整備、交流手法の一方四島との交流事 見直し及び交流成|業を関係団体とも 果の更なる活用に|連携を取りながら 努める。

針に基づき、体制の なお、政府から、整備、交流手法の見

専門家による北 実施し、支援する。 事業実施後、参加者 からの意見を聴取 して、次回以降の事 業内容の改善に資 する。

特に、北方四島在 住ロシア人に対し て、日本語習得の機 会を提供するため、 日本語講師派遣事 業を実施する。その 際、日本語講師に対 して、報告書の提出 を求め、事業内容に 反映させる。

施並びに支援については、引し適切に行われているか き続き推進する。

専門家派遣として、教育専

育専門家訪問参加者に対し ては、報告書を提出させる。 また、日本語講師を3島れているのか (色丹、国後、択捉島) へ派

昨年度派遣の講師からの意 協議だったか 見聴取などを踏まえ作成す るカリキュラムを実施する こととする。派遣終了後に は、派遣講師に活動報告書の 提出をさせるとともに、派遣 メンバーを招集して現地に おけるより円滑かつ効率的 な指導実現のため改善要望 事項等を聴取するための報 告会を開催するなど、今後の 事業内容をより四島側の要 望に沿ったカリキュラムと するよう努める。

③その他

北方四島交流事業の本年 度の実施結果を踏まえ、相互 理解の一層の推進に向けて、 実施関係団体等による協議 を行う。

<評価の視点>

北方領土問題の解決 門家(中学校社会科教諭)の を含む日露間の平和条 訪問を青少年訪問と合同で「約締結問題解決のため」 実施する。実施の際には、教の環境整備に資するか

遣する。実施に当たっては、
進という目的に資する

との間の相互交流事業の実┃の内容の分析・活用は┃は、両実施団体で集約、整理・保存し、次年度の事業計画┃計画に向けて不断の努力をしている姿勢が を策定する際の参考としている。

> 受入事業においてもロシア人訪問団に対するアンケー トを実施しており、全ての団員から「事業に対して満足し」られた「北方四島交流事業の見直しについ ており、今後とも四島交流の継続を望んでいる」との回答 を得ている。また、個別プログラムに対する意見や自由記しり、平成28年5月19日に「今後の北方四 述欄に記載のあった事項については、内容の分析を行い、│島交流事業の効果的推進について」取りま 事業の更なる充実のための参考として活用している。なしとめたことが認められる。 - 見直しを踏まえ、交│お、平成 28 年度事業においては、通訳の数が限られてい│ 教育専門家・日本語講師派遣(専門家交 流成果を有効に活用さる中で、四島住民とより多く会話できるようにして欲しい一流)についても、道推進委主催の事業以外 との要望を受け、受入事業に参加した者でロシア語ができしば、計画どおり実施されていることが認め 相互理解の一層の推しる大学生等を訪問に参加させる機会を設け、ホームビジッしられる。 トなどで補助通訳として活用した。

> > 専門家の派遣のうち、日本語講師の派遣を3回実施し│報告書の提出、報告会の開催、日本語授業 た。テキスト選定、カリキュラムの作成に当たり、これま でのノウハウを活用して、効率的で分かりやすい授業にす | 施等、今後の事業改善に役立てるべく、見 るよう努めてきているが、ロシア人受講者の要望を積極的し直しを行いつつ、計画どおり着実に進めて に反映し、より一層充実した講義内容とするため、アンケ いると認められる。なお、アンケート結果 ート調査を行った。その結果、受講者の日本語習得の熱意│からは良好な意見が寄せられており、本事 が感じられ、また、日本の生活や言語の特徴について、「多」業が効果を発揮していることが明確になっ くのことを学ぶことができた」など良好な意見が寄せらしている。 れ、本事業が効果を発揮していることが明確になった。ア ンケートは今後の事業実施の際の参考としている。

> > また、派遣した日本語講師から報告書の提出を受けると「問を含む。)422 人、受入事業9回(道推進 ともに、事業報告会を開催し、事業実施に当たっての注意 点などについて意見交換を行うなどにより、今後の事業実 | 施されており、このような相互理解の一層 施の際の参考としている。

教育専門家(中学校社会科教論)訪問事業を青少年訪問 と合同で、協会主催は1回実施した。道推進委員会主催に ついては、悪天候のため中止となった。

教育専門家訪問事業を青少年訪問事業との合同事業と することにより、島側の教育関係者との意見交換、青少年│<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方 同士の交流など学校全体と訪問団の交流を実施すること 策> ができた。これらの活動を通じて、島の教育環境や北方領 土問題の取扱いの違いなどを知ることにより、教育専門家 及び青少年の北方領土問題に対する一層の理解と関心を 深めるとともに、問題解決に向けた環境整備を図ることが できた。

認められる。

このほか、平成25年3月29日にまとめ て」に基づき、検討、改善を行ってきてお

派遣した教育専門家・日本語講師からの のロシア人受講者に対するアンケートの実

平成 28 年度の交流事業全体では、訪問 事業 15 回(日本語講師派遣等、専門家の訪 委員会、専門家を含む。) 249 人の交流が実 の推進に資する活動を通して、北方領土間 題の解決を含む日露間の平和条約締結問題 解決のための環境整備に資するという目的 のために尽力していることが認められる。

特になし。

<その他事項> 特になし。

様式1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
I — (3)	北方領土問題等に関する調査研究				
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事業番号 0151		

2. 主な経年データ ①主要なアウトプット (アウトカム) 情報											
指標等	達成目標	基準値(前中期目標期間最終年度値等)	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度				
②主要なインプッ	②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)										
予算額 (千円)			11, 579	12, 650	12,000	6, 342					
決算額 (千円)			11,614	10, 884	8, 636	5, 788					
経常費用 (千円)			11,614	10, 884	8, 636	5, 788					
経常利益 (千円)				_		_					
従事人員数			2 人	3 人	3 人	3 人					

注)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、	、年度評価に係る自己評価及	び主務大臣による	評価	
中期目標中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価
調査研究について 調査研究について	北方領土問題その 啓	発活動を的確か	<主要な業務実績>	評定 B
は、その活用状況を把しは、返還要求運動や協	他北方地域に関するの効	果的に推進する	広く国民及び返還運動関係者に今後	<評定に至った理由>
握する等、事後におけ 会が関わるその他啓	諸問題の解決の促進 観点	から真に必要な	の日露関係などについて、理解と認識を	調査目的について、適切なテーマを選定した上で、その目的に沿
る実施効果の検証結果 発活動を的確かつ効	を図るために実施す。テー・	マに絞って調査	深め、今後の啓発活動を的確かつ効果的	ったレポート執筆を依頼しており、特に平成28年度は、平成28年
及び内閣府独立行政法 果的に推進する観点	る調査研究について 研究	を実施している	に推進するため、有識者3名にそれぞ	12月の日露首脳会談において協議された「平和条約締結問題」、「安
人評価委員会による評 から、研究テーマ、方	は、返還要求運動やか		れ、平成 28 年 12 月の日露首脳会談の	全保障」、「経済協力」に焦点を当てたレポート執筆を依頼するなど、調査研究が適切に実施されるよう取り組んでいることが認められ
価に基づき、成果の低 法、活用策を検討し、	協会が関わるその他 研究	究結果について	意義について考察した「北方領土問題解	<u> </u>
い事業や必要性の低下 真に必要で有益な調	啓発活動を的確かつ のア	ンケートの実施	決に向けた今後の日露関係の展望」等と	その成果についても協会ホームページ等において適切に公表さ
した事業については積 査研究を行う。	効果的に推進する観 結果	及び検証状況。ま	題したレポートを執筆していただきホ	れていることが認められる。
極的に見直し改廃を図 なお、活用状況を把	点からテーマを検討した、そ	それに基づき見直	ームページで公表した。	また、2月7日「北方領土の日」関連事業に協会講師として派遣
る。その上で、返還要求 握するなど、事後にお	し、真に必要な調査しを行	行っているか	また、北方領土問題に関する意見交換	される北方領土問題に関する諸分野の有識者等を集めた意見交換
運動や協会が関わるそしける実施効果の検証	研究を行う。		会を開催し、全国の県民会議が行う県民	会を開催し、その結果は、返還運動の参考として、例えば大会等で
の他の啓発活動を的確 及び内閣府独立行政	なお、調査研究の	価の視点>	大会、講演会等に講師として派遣される	講演を行う上で参考とするなど、有効活用していることも認められ
かつ効果的に推進する 法人評価委員会によ	結果については、ホ 返済	還要求運動や協	北方領土問題の有識者等が一堂に会し、	৩
観点から、次回調査研 る評価に基づき、成果	ームページ等で公表 会が	関わるその他の	日露首脳会談の結果を踏まえて、ロシア	<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>
究テーマ、方法、活用策 の低いものや必要性	し、アンケートを通常発	活動を的確かつ	情勢並びに今後の日露関係等の意見交	特になし。
を検討し、真に必要で の低下したものにつ	じて活用状況を把握 効果!	的に推進する調	換及び返還運動の課題等について共有	
有益な調査研究を行 いては積極的に見直	するなど実施効果を 査研	究が実施されて	することにより、大会等で講演を行う上	<その他事項>
う。し改廃を図る。	検証する。 いるれ	カュ	で参考としていただいた。	特になし。

様式1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)様式

1. 当事務及び事業に関する	1. 当事務及び事業に関する基本情報								
I - (4)	元島民の援護								
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律						
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事業番号 0151						

2. 主な経年データ

①主要なアウトプット(アウトカム)情報										
指標等	達成目標	基準値(前中期目標期間最終年度値等)	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度			
②主要なインプット情報(別	財務情報及び人員に関 [*]	する情報)								
予算額(千円)			223, 073	231, 851	230, 482	236, 820				
決算額 (千円)			216, 937	225, 963	220, 512	230, 191				
経常費用 (千円)			216, 937	225, 963	220, 512	230, 191				
経常利益 (千円)			_	_	_	_				
従事人員数			2 人	2 人	2 人	2 人				

注)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 谷事業年度の業務に係る	日悰、計画、業務夫	強領、年度評価に係る自己評価が	ない土務人民による評価			
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価	
			F 11	N N _ NIAt _ I _ t _ t		

- 要求運動や資料収集 等の活動を支援する。
- ② 北方四島の元居住地 へのいわゆる自由訪 問の実施を支援する。
- う返還要求運 動及び資料収 集等の活動に 対する支援

9. 女事类压库の类数)。核头口槽、乳束、类数虫体、压库部炉。核头点口部炉及水头下。上头部炉

- (ア) 元島民等が 行う研修活動 や署名活動等 を支援する。 (イ) 戦前におけ る北方四島の 生活実態、引
- 揚げの状況等 に関する資 料・証言の収 集及び保存活 動を支援す る。 ② 自由訪問に対 する支援

元島民等によ

- ① 元島民等が行う返還 | ① 元島民等が行 | ① 元島民等が行う返還要求 | 運動及び資料収集等の活 | 研修・交流会 | を開催し 動に対する支援
 - (ア) 元島民等が全国の北 方領土返還要求運動に るとともに、元島民等の 支援が行われたか 相互の連帯を一層強化 住者研修・交流会」を開しか 催する。
 - また、元島民等の団体 が行う返還要求運動等 に対して支援を行うと | 自由訪問に適切な支援 | て支援を行った。 ともに、元島民の後継者 の育成及び組織連携の 強化、活動の推進等を目 的とした元島民の後継 者が行う活動について 支援する。

「北方地域元居住者 | <主要な業務実績> たか

自由訪問の実施状況

<評価の視点>

が行われているか

元島民等の相互の連携を一層強化するため「北方 | <評定に至った理由> 地域元居住者研修・交流会」を開催した。研修・交流 一 元島民等が行う返還要求運動及び資料収集 | 会に参加した元島民からは、返還要求運動の担い手 | 等の活動に対する支援については、「北方地域 元島民の団体が行うしとして果たすべき自らの役割を再確認するととも 果たす役割の重要性に | 返還要求運動等や元島 | に、元島民間の連携強化を図ることができ、今後の返 | 催したことが認められる。 ついて、より理解を深め | 民の活動に対し適切な | 還要求運動の推進に効果的であった。

今後の事業に資する 種啓発活動、大会、語り部事業等に対して支援を行っ - するため「北方地域元居 | 報告書の提出を受けた | たほか、元島民の高齢化に鑑み、元島民の想いを今後 | の想いを今後の返還運動の中心となる後継者 の返還運動の中心となる後継者に繋げるため、千島 連盟が実施した後継者活動を促進するためのセミナ ー・研修会、後継者をメンバーとしたキャラバン隊啓 元島民の行う活動や 発活動等の7つの元島民後継者育成対策事業に対し

> 更に、北方四島の地形や植生の著しい変化を踏まし えた墓地や居住地に関して、千島連盟が実施した 様々な概況調査について支援するとともに、元島民 | 居住地に関する様々な調査について支援する 等が保有する北方領土に居住していた当時(戦前)の 写真等の貴重な資料を収集・整理し、それらを抽出し

| 評定 | B

元居住者研修・交流会」を、計画どおり2回開

署名活動や千島連盟及び支部が実施した各 また、署名活動や千島連盟及び支部が実施した各|種啓発活動、大会、語り部事業等に対して支援 を行ったほか、元島民の高齢化に鑑み、元島民 に繋げるため、千島連盟が実施した後継者活動 を促進するためのセミナー・研修会等の元島民 後継者育成対策事業を計画どおり適切に実施 しており、この結果として、島民間の連携を図 るとともに、啓発活動にも寄与したことが認め られる。

また、千島連盟が実施した北方四島の墓地や とともに、元島民等が保有する北方領土居住当 時(戦前)の写真等の貴重な資料の収集・整理、 て、北方四島における昔と今を比較した写真パネル | 写真パネルの制作に対して支援し、全国各地に

り構成される団
体が行う北方四
島へのいわゆる
自由訪問を支援
するとともに、
訪問する元島民
等に対し事前研
修を実施する。

- (イ) 元島民等により構成 される団体が実施する 北方四島の墓地や居住 地に関する様々な調査 や元島民等が所有する 貴重な北方領土関連資 料等を収集・保存する事 業に対して支援を行う。
- ② 自由訪問に対する支援 元島民等により構成さ れた団体が行う北方四島 へのいわゆる自由訪問を 支援するとともに、訪問す る元島民等に対し事前研 修を行う。

その際、実施した事業の 実績を整理した報告書を 提出させる。

の制作に対して支援を行い、全国各地における啓発 おける啓発パネル展等に貸し出すなどの取組 パネル展等に貸し出したことで、多くの国民に北方しも行ったことが認められる。 領土が我が国固有の領土であることを理解してもら うことができた。

自由訪問に対する支援については、千島連盟を実 施主体とした自由訪問に対して支援しており、平成しれている。 28 年度は、千島連盟は7回の訪問を計画し、荒天に よる上陸中止や日程変更があったが、元島民等381名 | 行われ、元島民の閲覧が可能になるように整備 が訪問した。

事業の報告書には、事業実施概要、訪問団の手記、 訪問地の地図、アンケート調査結果等の記録がまと められており、訪問者にとっては思い出の記録集と なった。訪問に参加できなかった方々にとっては、ふ るさとの現状を知ることのできる貴重な報告書とな っているとともに、訪問参加者の希望等も記されて おり、今後の事業実施の参考に供するものとなって いる。

なお、この報告書は、千島連盟各支部に配付し、多 くの元島民が閲覧できるようにしている。

自由訪問に対する支援についても、年間7回 の訪問を計画し、荒天による上陸中止や日程変 更があったものの、計画どおり7回全て実施さ

事業報告書についても、作成、配布が着実に するなど、元島民の支援を適切に行っていると 認められる。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし。

<その他事項> 特になし。

様式1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
I — (5)	北方地域旧漁業権者等に対する融資事業							
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律					
			北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律					
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事業番号 0150					

2. 主な経年データ

①主要なアウトプット(アウトカム)情報										
指標等	達成目標	基準値(前中期目標期間最終年度値等)	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度			
リスク管理債権比率	全国預金取扱金融機関の平成 26 年度末	1.93%	1.70%	1. 13%	1. 37%	1.48%				
	平均比率 2.21%以下に抑制(参考 平									
	成 27 年度達成目標: 2.53%以下)									
修学資金	新規契約時及び契約更新時に成人に達	対象者の 100%と連帯債務契約を締結	対象者の 100%と	対象者の 100%と	対象者の 100%と	対象者の 100%				
	した修学者の 80%以上と連帯債務契約		連帯債務契約を	連帯債務契約を	連帯債務契約を	と連帯債務契約				
	を締結		締結	締結	締結	を締結				
更生・生活資金につき、資金のリスク	前中期計画期間中の目標額の 90%以下	8,480 千円	6,726 千円	5,025 千円	3,369 千円	2,675 千円				
管理債権の残高	(29,692 千円以下) に抑制									
住宅資金 (新築を除く) につき、資金	前中期計画期間中の目標額の 90%以下	25, 276 千円	21,707 千円	18,398 千円	15,667 千円	13,547 千円				
のリスク管理債権の残高	(46, 141 千円以下)に抑制									
②主要なインプット情報(財務情報及	とび人員に関する情報)									
予算額(千円)			119, 001	108, 249	99, 218	100, 513				
決算額(千円)			80, 069	73, 471	67, 598	59, 548				
経常費用 (千円)			77, 257	71, 958	67, 598	59, 541				
経常利益 (千円)			20	0	3	0				
従事人員数			3 人	3 人	3 人	3 人				

注)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3	各事業年度の業務に係る目標、	計画	業務宝績	年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価
J.	石事未干及り未物に応る日标、		<i>未/分大/</i> 順、	十支叶岬にぶる日上叶岬及り土物八足による叶岬

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価			
I.	日漁業権者法	① 融資制度の周知	① 融資制度の周知	<主な定量的指	<主要な業務実績>	評定 B			
に基	基づき、融資	融資の内容及び手	融資対象者が多く居住する道	標>	融資制度の周知については、融資内容等の周知や要望	<評定に至った理由>			
事	業を実施す	続並びに借入資格の	内及び富山県の 10 地区で、融資	リスク管理債	等の聴取を目的とした融資説明会及び新規貸付・生前承	融資制度の周知については、年度計画では			
る。	その際、法の	承継制度の周知を図	説明・相談会を開催するととも	権比率を全国預	継手続等について個別対応をする融資相談会を開催し	10 地区での開催を予定していたところ、より			
趣旨	宣に則り、北	るため、対象者が多	に、協会のホームページ、広報紙	金取扱金融機関	た。併せて、リーフレットの送付や資格承継者になり得	多くの場所における開催の要請を踏まえて 11			
方均	也域旧漁業権	く居住する地区で融	「札幌だより」や元島民等によ	の 26 年度末平均	る二世に対するダイレクトメールの発送などを行った。	地区で12回の融資説明・相談会を実施したこ			
者等	等の置かれて	資説明・相談会を開	り構成される団体の会合等を活	比率 2.21%以下	更に、融資説明・相談会、関係機関実務担当者会議、千	とに加え、リーフレットの送付、死後承継者に			
いる	る特殊な地位	催するとともに、機	用し、以下について周知の徹底	に抑制している	島連盟支部長・啓発推進員融資業務研修会等の機会を利	なり得る二世へのダイレクトメールの発送等			
等に	こ鑑み、これ	関紙等を活用した広	を図る。	カュ	用して融資制度を周知した。	の取組を計画どおり実施しており、周知の徹			
50	の者の営む漁	報を実施する。	・融資内容及び手続の方法に	修学資金につ	関係金融機関との連携強化については関係金融機関の	底が図られるよう努めていたと認められる。			
業そ	その他の事業		ついて	いて、新規及び更	担当窓口との連絡調整を緊密にし、融資業務の拡充と一	また、関係金融機関との連携強化について、			

及びその生活に 必要な資金の低 利融資を行う。

融資資格の承 継については、 法の趣旨に照ら して引き続き的 確な審査を実施 するとともに、 事業結果の把 握・分析・検証を 行うことによっ て、融資メニュ ーの見直しにつ いて検討するも のとする。 また、以下の

措置を継続して 実施する。 ・ 法人資金の貸

- 付を停止する こと。
- 生活資金、更 生資金、修学 資金、住宅資 金(うち、増改 築又は補修に 要する資金及 び中古住宅の 購入に要する 資金) につい ては、リスク 債権の一層の 低減化を図る ため、平成19 年度から実施 している債権 回収の強化措 置及び貸付条

件の厳格化の

措置を維持す

② 関係金融機関との連 携強化

制度利用の円滑化 を図るため、関係金 融機関(転貸・委託貸 に関わる金融機関を いう。)との連携を一 層強化する。

③ 事業結果の分析・検

融資実績から得ら れる利用者の属性 や、資金使涂・金額等 を分析・検証するこ ととし、法の趣旨に 照らして融資メニュ ーの見直しを検討す る。

④ 融資資格承継の的 確な審査

融資資格の承継手 続を行う際には、法 の趣旨に照らして、 引き続き的確な審査 を実施する。

⑤ リスク管理債権の 適正な管理

電話や文書による 督促、面談・実態調 査、法的手段等の措 置を適時的確に講ず ることにより、債権 の回収に努めるとと もに、生活資金、更生 資金、修学資金、住宅 資金(うち、増改築又 は補修に要する資金 及び中古住宅の購入 に要する資金) につ いては、リスク債権 の一層の低減化を図 ・生前承継及び同制度を補完 | 新契約時に成人 する死後承継について

また、承継手続ができる可能 性の高い世帯に対し、別途ダイ レクトメールを送り、手続を促

- ② 関係金融機関との連携強化 制度利用の円滑化を図るため 以下の会議を開催し、関係金融を前中期計画期 機関との連携を一層強化する。
 - ○漁業協同組合担当者会議 | 90%以下(29,692 | (4月 札幌)
 - ○関係機関実務担当者会議 (4月 札幌)
- ③ 事業結果の分析・検証

融資実績から得られる利用者 < その他の指標 の属性や、資金使途・金額等を分 析・検証した結果を踏まえ、融資 メニューの見直しを検討する。

④ 融資資格承継の的確な審査

法の定める承継要件の確認をの会議、融資業務 戸籍謄本等の公正証書やその他 説明会を実施し 必要書類を申し受けることによ り確実に行い、引き続き的確な 審査を実施する。

⑤ リスク管理債権の適正な管理 電話や文書による督促、而談・ 実態調査、法的手段等の措置を の回収に努める。また、更生、生 活、修学、住宅(うち、増改築又)ているか は補修に要する資金及び中古住 金については、平成19年度から 実施している債権回収の強化措 置及び貸付条件の厳格化の措置 | <評価の視点> を維持するとともに、個人信用 情報システムを活用し、より正 確な情報把握に努める等、リスト制度利用の円滑ー ク管理債権を以下のとおり適正 | 化は進んでいる に管理する。なお、個人情報の適

に達した修学者 と連帯債務契約 を締結(対象者の 80%を達成目標 とする)

資金のリスク 管理債権の残高 間中の目標額の 千円、46,141 千円 以下)に抑制して いるか。

融資制度につ 会、関係金融機関 たか

融資メニュー の見直しに向け て取り組んでい るか

融資資格承継 な審査を実施し

関係金融機関 との連携により

層の円滑化・制度利用の促進を図るため、漁業協同組合 計画どおり担当者会議を実施し、関係金融機 担当者会議や関係機関実務担当者会議を開催した。

また、必要に応じて関係金融機関を訪問し、協会から 情報提供を行うとともに、利用者ニーズの把握や取扱機 関の要望・意見により改善を図るため、根室管内7漁協、 浜中漁協及び大地みらい信用金庫との業務打合せを開催

事業結果の分析・検証については、現在の融資メニュ 一全般にわたり、利用者の年齢、居住地域、収入状況、 利用目的、借入額等を資金種類別にデータ化し分析した ところ、市場金利の低下に伴い相対的に高利率となったしられる。 生活資金及び更生資金の利用件数が著しく減少している ことや一部の利用目的について貸付限度額が不足してい「資メニュー全般にわたり、その実際の利用者 ることなどが確認できた。

これらの分析結果に加え、各種説明会等での資格者か らの要望等や公的機関等の統計データを勘案し、例えば、 更生資金と生活資金を再編し、利用目的等に応じて貸付 限度額や適用利率などの貸付条件を見直すことや、人口 いての説明・相談 減少等に起因する公共交通機関の路線廃止や運行数減少 により必要性が高まっている自動車購入のための融資に ついて、利用条件や貸付限度額を見直すことを検討して

> 今後、これらについて更に検討を進め、関係機関とも 協議の上、具体的な内容等を決定する。

> 融資資格承継の的確な審査については、戸籍謄本等の 公正証書やその他必要書類に基づいて要件確認を実施し

リスク管理債権の適正な管理については、借入者の返 的確に講ずることにより、債権 についての的確 済能力、資金効果等を勘案した審査を行うため、事業資 金については、過去の生産高・収支実績と資産、負債の 状況を把握し、資金の必要性や効果に重点をおいて審査 個人情報の適 を行っている。また、資格者の高齢化が進んでおり、借 宅の購入に要する資金)の各資 切な管理の取組 入者が高齢の場合には保証条件を強化するなどにより、 債権保全を図っている。収入、資金使途など通常審査に よりがたい案件については、債権管理担当者、貸付担当 者、貸付統括者で合議し審査を行っている。

> 信用リスクの管理は「延滞債権督促マニュアル」に基 づき、平成28年度も電話・文書督促に加え、実態調査を 実施し、管理・回収に努めた。1か月以上の延滞先につ いては、個別対象者の管理カードを作成し、督促記録や 対象者の就業状況等を記録して管理し、債権回収に有効

関の担当窓口との連絡調整を緊密にすること で、制度利用の活性化・円滑化に努力している と認められる。

また、千島連盟の支部代表者等を対象に融 資業務研修会を開催して、協会の融資制度に 対しての融資制度利用者の理解を深め、利用 の促進を図ったことが認められる。これらの 結果として、平成 28 年度に 317 件、約9億 3.980 万円の融資決定が行われたものと認め

事業結果の分析・検証については、現在の融 の年齢、居住地域、収入状況、利用目的、借入 額等を資金種類別にデータ化し分析した結果 に加え、各種説明会等での資格者からの要望 等や公的機関等の統計データを勘案した上 で、具体的な見直しの方向性を示しており、適 切に見直しの検討を行っていると認められ

融資資格承継の的確な審査については、戸 籍謄本等の公的書類その他必要書類に基づい て、要件確認を適切に実施したと認められる。

リスク管理債権の適正な管理については、 借入者の返済能力、資金効果等を勘案した審 査を行うため、事業資金については過去の生 産高・収支実績と資産、負債の状況を把握し、 資金の必要性や資金効果を重点に審査を行っ ていること、また、資格者の高齢化を踏まえ、 借入者が高齢の場合には保証条件を強化する など、債権保全を図っていると認められる。

信用リスクの管理については、リスク管理 債権比率は1.48%であり、計画である2.21% 以下を達成しており、中期目標等に基づいて 適切に行われていると認められる。

個人情報の管理状況については、個人情報 取扱主任者を配置し、個人情報の適切な管理 に努めていることが認められる。

また、更生・生活資金のリスク管理債権額に ついては、29,692 千円以下が目標であるとこ ろ、前年度比 694 千円縮減の 2,675 千円であ ること。 るため、平成 19 年 度から実施している 債権回収の強化措置 及び貸付条件の厳格 化の措置を維持す

る。

⑥ 法人資金の停止 引き続き法人資金 の貸付を停止する。

切な管理が図られるよう、引き 借入者の返済 に活用している。 続き留意する。

- 理債権額の割合(リスク管理 ているか 倩権比率)を全国預金取扱金 融機関の 26 年度末平均比率 管理が適切に行 2.21%以下に抑制する。
- (イ) 更生・生活資金のリスク管 理債権の残高を前中期計画期 間中の目標額の 90%以下 (29,692 千円以下) に抑制す
- (ウ) 修学資金については、新規 及び更新契約時に成人に達し た修学者と連帯債務契約を締 結(対象者の80%を達成目標 とする)し、債権保全を強化す
- (エ) 住宅資金のうち増改築又は 補修に要する資金及び中古住 宅の購入に要する資金のリス ク管理債権の残高を前中期計 画期間中の目標額の90%以下 (46,141 千円以下) に抑制す る。
- ⑥ 融資業務研修会の開催

元島民等により構成される団 体の支部長、推進員等を対象に、 融資制度の内容や管理回収状況 及び法改正について、正確な情 報を提供し理解を深めてもらう ため融資業務研修会を開催す る。

⑦ 法人資金の停止 引き続き法人資金の貸付を停 止する。

能力等を勘案し

信用リスクの一に努めている。 われているか

破綻先債権の管理については、受任した弁護士との連 (ア) 貸付残高に占めるリスク管 | つつ審査を行っ | 絡を密にし、適切に対処している。また、連帯債務者・ 連帯保証人と協議を行い、債務承認と返済約定書の徴求|標値である締結率 80%を上回っていることが

> 個人情報の管理状況については、管理グループに1名、 融資グループに2名の個人情報取扱主任者を配置し、個「資金及び中古住宅の購入に要する資金のリス」 人情報の適切な管理に努めている。

> 平成 28 年度末のリスク管理債権比率は、1.48%で、計 標であるところ、前年度比 2,121 千円縮減の 画の 2.21%以下を達成している。リスク管理債権比率の 13.547 千円であり、平成 25 年度以降目標を大 抑制に向けた対策として、電話督促、実態調査を実施す るなど積極的な管理・回収に努めた。また、リスク管理 債権額の抑制に向けた取組として、引き続き初期延滞者│に対して、おおむね満足のいく水準に達して に対する督促を重点的に行うとともに、一層の縮減を図しいることが認められる。 るため、新規貸付の際には、個人信用情報システムを活 用し、多重債務者の把握に努めている。

> 平成 28 年度末の更生・生活資金のリスク管理債権額 は、前年度比 694 千円縮減の 2,675 千円であり、29,692 制度趣旨や対象者のニーズを踏まえた業務 千円以下に抑制するという計画を達成できた。

> 修学資金については、新たに成人に達した就学者の全 員について、連帯債務契約を締結し、計画の80%を上回に検討を進め、関係機関とも協議の上、融資メ る 100%の連帯債務契約率を実現し、債権保全の強化を ニューを社会情勢や利用者ニーズを一層反映 図った。

住宅資金のうち、増改築又は補修に要する資金及び中一体的な内容等を決定されたい。 古住宅の購入に要する資金の平成28年度末のリスク管 理債権額は、前年度比 2,121 千円縮減の 13,547 千円であ | <その他事項> り、46.141 千円以下に抑制するという計画を達成するこ とができた。

融資業務研修会については、元居住者等で構成された 団体である千島連盟の支部の代表者等と、融資業務実績 及び融資計画、借入資格等全般について、参加者の理解 の促進と意見交換を目的として支部長・啓発推進員融資 業務研修会を開催した。研修会では、業務方法書の改正 内容と借入資格の承継手続について重点的に説明した。 活発な質疑応答により参加者の理解を深めることができ た。

法人資金の貸付については、平成20年度以降、取扱い を停止している。

り、目標を上回っていることが認められる。

修学資金については、平成25年度より対象 者の100%が連帯債務契約を締結しており、目 認められる。

住宅資金のうち、増改築又は補修に要する ク管理債権額についても46.141千円以下が目 きく上回っていることが認められる。

以上の点から、中期目標記載の目標や指標

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策

運営となるよう引き続き努められたい。

また、融資メニューの見直しについては、更 したものとすべく、できる限り早期に改定の具

特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
II — 1	一般管理費の削減							
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー 事業番号 0151						

2. 主要な経年データ	. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値(前中期目標	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	(参考情報) 当該年度までの		
		期間最終年度値等)						累積値等、必要な情報		
一般管理費の削減率	対平成 24 年度比	43,302 千円	42,677 千円	42,061 千円	41,454 千円	40,856 千円				
	7%削減		(対 平成24年度比	(対 平成 24 年度比	(対 平成24年度比	(対 平成 24 年度比				
			1.4%削減)	2.9%削減)	4.4%削減)	5.6%削減)				

3.	各事業年度の業務に位	系る目標、計画、業務	。 実績、年度評価に係	る自己評価及び主務大臣による記	平価	
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価
	一般管理費(人件	一般管理費(人件	中期計画を踏	<主な評価指標>	<主要な業務実績>	評定 B
	費及び一時経費を	費及び一時経費を	まえ、一般管理費	一般管理費の削減状況	一般管理費(人件費及び一時経費を除く)に	<評定に至った理由>
	除く。) について、中	除く。) について、	(人件費及び一		ついては、協会内の連絡会議等において役職員	一般管理費については、中期目標期間における削減目標
	期目標の最終年度	中期目標の最終年	時経費を除く。)	<評価の視点>	の意思疎通を図り、事務の効率的、効果的な遂	の達成に向けて、事務連絡会議等において役職員の意思疎
	(平成 29 年度) に	度 (平成 29 年度)	の削減を図るた	事務処理の効率化とより一	行に努めるとともに、各種業務マニュアルの整	通を図り、各種業務マニュアルの整備、ペーパーレス化の
	おける当該経費の	における当該経費	め、事務処理の効	層の事務経費の節約を励行し	備、ペーパーレス化の推進などを行った。	推進など様々な取り組みを行っており、前年度に対して
	総額を、前中期目標	の総額を、前中期目	率化とより一層	たか	平成28年度は、中期目標に基づき、前年度に	598 千円の効率化を達成し、対平成24 年度比で約5.6%減
	の最終年度 (平成 24	標の最終年度(平成	の事務経費の節		対して 598 千円の効率化を図っており、削減目	とするなど、現行中期目標期間の最終年度(平成29年度)
	年度)に対して、	24 年度) に対して、	約を励行する。		標7%の達成に向け計画どおりに削減を進め	における7%減の達成に向けて、着実な努力が認められ
	7%削減する。	7%削減する。			ている。	る。
						<今後の課題> 引き続き中期目標の水準を達成するべく、業務経費の効率化を推進されたい。
						<その他事項>
						特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
II — 2	業務経費の効率化							
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー						

2.	2. 主要な経年データ											
i	評価対象となる指	達成目標	基準値(前中期目標	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	(参考情報) 当該	核年度まで		
7	標		期間最終年度値等)						の累積値等、必要	要な情報		
	業務経費の削減率	毎年度	_	一般業務勘定	一般業務勘定	一般業務勘定	一般業務勘定					
		前年度比		8, 180 千円の効率化	8,367 千円(1%)の効率化	6,328 千円(1%)の効率化	6,693 千円(1%)の効率化					
		-1%		貸付業務勘定	貸付業務勘定	貸付業務勘定	貸付業務勘定					
				170 千円の効率化	168 千円(1%)の効率化	167 千円(1%)の効率化	165 千円(1%)の効率化					

3. 各事業年度の)業務に係る目	目標、計画、業務	務実績、年度評価に係		
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価
業務経費	業務経費	業務経費	<主な定量的指標	<主要な業務実績>	評定 B
(特殊要因	(特殊要因	(特殊要因に	>	業務経費の効率化については中期目標に基づき、平成 27 年度予算額	<評定に至った理由>
に基づく経	に基づく経	基づく経費、	業務経費の効率	から1%の効率化を図った上で、新規事業を加えた予算額となってお	業務経費の効率化については、職員間の意思疎通を図るととも
費、一時経	費、一時経	一時経費及び	化状況	り、効率化に努めている。	に、県民会議等に対して、事業実施場所の公的施設の利用促進や
費及び四島	費及び四島	四島交流等事			各種事業の効果的な統合を呼びかけ、節約を要請するとともに、
交流等事業	交流等事業	業に要する傭	<評価の視点>	【一般業務勘定】	基本的な啓発資料・資材について協会で一括調達し提供するなど
に要する傭	に要する傭	船・運航に係	評価項目に記載	平成 27 年度予算額(669,346 千円・一時経費除く)から 1%(6,693	の各種取組が認められる。
船・運航に	船・運航に	る経費を除	された各種支援事	千円)の効率化を図った。	この結果として、新規事業を加えてもなお、昨年度比1%の効
係る経費を	係る経費を	く。) について	業等における経費	具体的な取組として、県民会議等に対しては、事業実施場所の公的施	率化を達成しており、中期目標や中期計画における目標値に照ら
除く。) につ	除く。)につ	は、中期計画	の節約を行ったか	設の利用の促進、各種事業の効果的な統合を呼び掛け、節約を要請する	して、要求水準を満たす効率化が図られていると認められる。
いては、毎	いては、毎	を踏まえた効		とともに、基本的な啓発資料・資材について、協会で一括作成し、提供	
年度、前年	年度、前年	率化を図るた		するなど経費節減と効果的な事業の実施を図った。	<今後の課題>
度比1%の	度比1%の	め、各種支援			特になし。
経費の効率	経費の効率	事業等におけ		【貸付業務勘定】	
化を図る。	化を図る。	る節約を引き		平成 27 年度予算額(16,445 千円・借入金利息、貸倒引当金繰入等を	<その他事項>
		続き推進す		除く) から 1% (165 千円) の効率化を図った。	業務経費の効率化については、長期にわたり真摯に取り組んで
		る。			きており、限界にも達していることから、今後は、むしろ、費用対
					効果や施策の有効性を勘案することが重要と思われる。

1. 当事務及び事業に関す	る基本情報
II — 3	人件費の適正化
当該項目の重要度、難易度	関連する政策評価・行政事業レビュー

4	2. 主要な経年データ								
	主な指標	達成目標	基準値(前中期目標期間最終年度値等)	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	(参考情報)当該年度までの累積値等、必要な情報

3.	各事業年度の業務	に係る目標、計画、	業務実績、年度評価に係	※る自己評価及び主務大臣による評価 ※ありで記録がある。		
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価
	人件費につい	人件費につい	人件費については、	政府の方針を踏まえた人件費の見	<主要な業務実績>	評定 B
	ては、政府の方針	ては、政府の方針	政府の方針を踏まえ	直し状況	役職員の給与に関しては、政府の方針(人事	<評定に至った理由>
	を踏まえ見直し	を踏まえ見直し	見直しを行っていく		院勧告等)に準じて給与規程の改正を適宜行	役職員の給与に関しては人事院勧告等に準じて給
	を行っていくこ	を行っていくこ	こととし、給与水準の	<評価の視点>	っている。	与規程の改正を適宜行っていると認められる。
	ととし、給与水準	ととし、給与水準	適正性について検証	国家公務員との比較指数を検証し	給与水準については、平成28年度における	また、協会職員の給与については、既定の算定方法
	についても、引き	についても、引き	し、これを維持する合	たか	当協会職員給与水準と国家公務員給与水準の	に基づいて給与基準の指数を適正に算定し、国家公務
	続き適正化に取	続き適正化に取	理的理由がない場合	検証結果及び取組状況を公表した	比較検証を行ったところ、国家公務員を 100 と	員の給与水準と比較を行っている。その結果、国家公
	り組むとともに、	り組むとともに、	には、その適正化に取	カ	した場合、当協会は、96.6 であり、国家公務	務員を 100 とした場合 96.6 であり、国家公務員より
	その検証結果や	その検証結果や	り組み、その検証及び		員より低い水準となっている。	低い水準となっていることから適当であると認めら
	取組状況を公表	取組状況を公表	取組状況を公表する。		また、当協会の比較対象職員が東京都台東	れる。また、協会事務所の立地が東京及び札幌にある
	する。	する。			区及び札幌市に在勤していることから、特別	こと、高学歴者の割合等から、地域及び学歴を勘案し
					区及び札幌市に在勤する国家公務員と比較し	た水準でも、国家公務員より低い水準となっている。
					た地域勘案のラスパイレス指数では 90.9、学	加えて、結果について、協会ホームページで公表し
					歴を勘案したラスパイレス指数では 92.7、地	ているおり、中期目標に照らして要求水準及び内容を
					域及び学歴を勘案したラスパイレス指数では	満たす成果であると言える。
					87.8 であり、いずれも国家公務員より低い水	
					準となっている。また、この状況を協会ホーム	<今後の課題>
					ページで公表した。	特になし。
					また、福利厚生費についても規程に基づい	
					た宿舎の事業者負担や法定に基づく健康診断	<その他事項>
					など必要と認められる範囲においてのみの支	特になし。
					出している。	

1. 当事務及び事業に関す	る基本情報
Ⅱ—4	一般競争入札の実施
当該項目の重要度、難易度	関連する政策評価・行政事業レビュー

2	2. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値(前中期目標期間最終年度値等)	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	(参考情報)当該年度までの累積値等、必要な情報
	一者応札•一者応募件数	0 件	3件(24年度)	0 件	0 件	2 件	2 件		

2	(S/III) /														
評価	対象となる指標	達成目標	基準値	(前中期目標期間最終年	度値等)	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	(参考情報	出該年度までの累	積値等、必	要な情報	
一者」	忘札•一者応募作	井数 0件	3件(2	24 年度)		0 件	0 件	2件	2件						
3. 各事	事業年度の業務に	工係る目標、計画	可、業務等	実績、年度評価に係る自己	己評価及7	び主務大臣	による評	価							
	中期目標	中期計画	ı̈́	年度計画	É	亡な評価指	標	法	人の業務実	尾績・自己評	価		主務大臣に	よる評価	
契	2約は、原則と	契約は、原則	として	契約は、原則として	一者师	忘札•一者/	芯募件数	<主要な業	務実績>			評定 B			
して	一般競争入札	一般競争入札等	幹(競争	一般競争入札等(競争	随意	契約等見画	直し計画	契約につ	いては、	原則として	一般競争入	<評定に至った理師	与>		
等	(競争入札及び	入札及び企画	競争入	入札及び企画競争入	(平成	22年3月)	に基づ	札によるも	のとし、「	独立行政法	人における	「独立行政法人は	こおける調達	等合理化の取締	組の推進に
企画	可競争入札・公	札・公募をいい	、競争	札・公募をいい、競争性	き、随	意契約及び	び一者応	調達等合理	化の取組の	の推進につい	いて」(平成	て(平成27年5月	25 日総務大	て臣決定)に基 [・]	づき、「平
募を	といい、競争性	性のない随意	契約は	のない随意契約は含ま	札•一者	応募の見る	直しを行	27年5月2	25 日総務力	大臣決定)に	基づき、協	年度独立行政法人	化方領土問題	運対策協会調達	等合理化語
のな	い随意契約は	含まない。以下	同じ。)	ない。以下同じ。)によ	うとと	もに、取組	伏況を公	会の「平成	28 年度調]達等合理化	計画」を策	を策定、公表したる	ことが認めら	っれる。	
含ま	ミない。以下同	による。公正が	つ透明	るものとし、公正かつ	表したが	7,		定し、ホー	ムページに	こおいて公表	 長している。	本法人の契約につ	ついては、あ)くまでも一般競	競争入札を
じ。))による。公正	な調達手続に	よる適	透明な調達手続による	「独	立行政法ノ	人におけ	「平成 2	8 年度調達	等合理化計	画」の実績	としており、競争性	生のない契約	引については、乳	必要性を確
かつ)透明な調達手	切で、迅速かつ	効果的	適切で、迅速かつ効果	る調達	等合理化6	の取組の	等は、以下	でのとおり。			上、限定的に運用を	∴行った結果	、真にやむを得	身ない3件
続に	こよる適切で、	な調達を実現	する観	的な調達を実現する観	推進に	ついて」(平	成 27 年	【競争性の	ない随意	契約】		成 28 年度における	独立行政法。	人通則法第39多	条による則
迅速	速かつ効果的な	点から「独立行	政法人	点から「独立行政法人	5月25	日総務大臣	至決定)	平成 26 4	年度中に一	一般競争入札	(総合評価	表等の監査契約」、	「平成 28 年	- 度四島交流等	事業に使用
	を実現する観			における調達等合理化		き策定した					話し、3年	船舶に係る傭船及び	ゞ運航委託 契	段約」及び「平成	文 28 年度
	いら「独立行政			の取組の推進につい		計画」を着	実に実施				独立行政法	ぴりか』巡回研修事	業に関する	傭船運航委託業	美務」) のみ
	における調達	いて」(平成 27			したか					る財務諸表		った。			
	合理化の取組の	25 日総務大臣活									いて随意契	各事業が随意契約			
	態について」(平	基づき策定した				の視点>				(契約の性		ては、平成25年度			
	27年5月25日	等合理化計画」				契約による		的が競争を				の向上のため同一			
	8大臣決定)に	に実施する。監				場合の要例	牛を明確			プりか』の傭		まれたことを受け、			
		会計監査人に						託契約」、		か』の巡回		成 29 年度までの 4			

「調達等合理化計 | 査において、入札・契 | 施に当たっては、「契約 監視委員会」の議論・点 公告期間・公告方法等につ一随意契約を行った。 検見直し結果を踏ま いて、会計規程等において え、競争性のない随意 明確に定めているか。ま 契約について一般競争 た、公告期間の下限を国と 入札への移行等の見直 | 同様の基準としているか しを行うとともに、一

画」を着実に実施

競争入札等による

場合であっても、

が確保される方法

により実施する。

約の適正な実施につ

るものとする。また、

引き続き一者応札の

6月協会決定)に従

い、十分な公告期間の

者応札・一者応募の縮

|減のため、「一者応札・

一者応募にかかる改善

方策」(平成21年6月

する。契約が一般 | いてチェックを受け |

特に企画競争、公|縮減のため、「一者応|

募を行う場合に 札・一者応募にかかる

は、競争性、透明性 | 改善方策」(平成21年

監事及び会計監査 確保や、新規参入者を

予定価格の作成・省略に 関して、会計規程等におい て明確に定めるとともに、 作成を省略する場合、省略 する理由や対象範囲を明

【一者応札・一者応募】

「一者応札、一者応募に係る改善方策」に 従い、公告期間の長期確保や仕様書の改善 などを行ったが、契約件数 12 件のうち 2 件 が一者応札・一者応募となった。2件の契約 案件については、参加希望があった者から 事情聴取を行うなどの原因の分析を行って おり、次年度以降の対応として、反映するよ う努めていくこととしている。

焦につい 「平成 28 化計画 |

礼を原則 を確認の 件 (「平 る財務諸 吏用する 度『えと のみとな

1につい 監査の質 が盛り込 度から平 侯補者を 一般競争入札における │関する傭船・運航委託契約」の3件について │決定している。各年度においては随意契約となるものの、事 実上、事業者の決定はあくまでも一般競争入札によるもので ある。

> また、「平成28年度四島交流等事業に使用する船舶に係る 傭船及び運航委託契約」については、「平成19年12月18日 |関係閣僚申合せ」に従い、協会が四島交流等事業実施に伴う 傭船及び運航の委託に関し、一般競争入札を実施し、船舶所 有者と平成38年3月31日までの長期で「四島交流等事業に 使用する船舶の調達並びに傭船及び運航委託に関する協定 書」を締結しているものであり、年度毎で見れば傭船・運航 契約を随意契約する形となるものの、事実上、事業者決定は

いて、入札・契約の「直しなどを図る。 適正な実施につい てチェックを受け るものとする。ま た、引き続き、一者 応札の縮減のた め、十分な公告期 間の確保や、新規 参入者を考慮した 仕様書の見直しな どを図るものとす る。

な公告期間の確保や、 新規参入者を考慮した 基準としているか 仕様書の見直しなどを 図るものとし、真に競し 争性が確保されるよう 取り組むものとする。

人による監査にお | 考慮した仕様書の見 | 協会決定)に従い、十分 | 確かつ具体的に定め、省略 | 【重点的に取り組む分野】 できる基準を国と同額の

> 及び公募を実施する場合、 要領・マニュアル等を整備 しているか

いるか

審査体制の実効性を確しに努めた。 適宜行っているか

よる監査において、入札・ てチェックを受けたか

遠隔地での調達であることなどを踏ま ストの節減、参入に努めることにした。

【調達に関するガバナンスの徹底】

事務の実施状況につい | する随意契約等に関する通達及び調達等合 | である。

国と同様の基準の会計規程、契約事務取扱しられる。 細則等の内部規程に定めて契約事務の適正 化に努めた。

努めた。

これらに基づき、内部決裁により十分な るかどうか、契約書等の関係資料の監査や一ついて、適切に整備していることが認められる。 会計執行者等への聴取などを行った。また、 会計監査人からは財務諸表監査の枠内におる。 いて監査を受けている。

【契約監視委員会の活用】

検等を行った。

あくまでも一般競争入札によるものである。

更に、「平成28年度『えとぴりか』巡回研修事業に関する え、地元関係機関等の理解と協力を得て、公 | 傭船運航委託業務 | では、当該船舶を使用して該当研修事業 総合評価方式、企画競争 | 告、説明会及び開札場所等の検討を行い、コ | を実施するものであり、当該事業に必要な船舶の傭船に係る。 契約について、こちらも年度毎に随意契約を締結するもので はあるが、事実上、使用する船舶の決定は、あくまでも四島 政府等から発せられた独立行政法人に対し交流事業に使用する船舶の一般競争入札の結果によるもの

て継続的に検証を行って | 理化計画、契約監視委員会の点検・見直し結 | 一者応札・一者応募については、当年度においては契約件 果を踏まえ、競争性のある調達手続の実施 数 12 件のうち 2 件 (「個人番号管理等システムの調達及び保 守」及び「平成28年度北方四島交流事業の実施における『ロ 保するために、審査担当かしまた、不祥事の発生の未然防止・再発を防しシア語会議通訳・エスコート通訳業務等』)が一者応札・一 ら理事長に対し報告等を│止するための取組として、適切な契約事務│者応募となったという事実は認められるが、「一者応札、一者 を行うため、随意契約要件、一般競争入札に「応募にかかる改善方策」における取組(公告期間の延長や仕 監事及び会計監査人に おける公告期間・公告方法等、指名競争入札 様書の改善等)を適切に行っていたことが認められる。また、 の限度額、予定価格の作成・省略について、一参加希望があった者から事情聴取を行うなどの原因分析を 契約の適正な実施につい | 総合評価方式や複数年契約などについて、 | 行っており、次年度以降の契約へ活かそうという姿勢も認め

> また、調達に関するガバナンスに関しては、監事監査にお いて入札・契約についての適正性の監査を受け、会計監査人 契約事務の審査機関として、随意契約審しからも財務諸表監査の枠内で監査を受けるとともに、契約事 香委員会、総合評価審査委員会、外部有識者│務の審査機関として、随意契約審査委員会・総合評価審査委 等で構成される契約監視委員会などの審査│員会・契約監視委員会などを活用して、審査体制を適切に整 組織を活用するなど、契約事務の適正化に 備しつつ、その取組について適宜チェックしていることが認 められる。

> 一般競争入札における公告期間・公告方法等や総合評価方 審査をするとともに、監事監査では、入札や一式、複数年契約などについても、国と同様の基準の会計規程、 契約行為が規程に従い適正に実施されてい┃契約事務取扱細則等の内部規程に定め、契約事務の適正化に

> > 以上の点から、目標の水準を満たしていることが認められ

<今後の課題>

契約監視委員会では、調達等合理化計画 今回の結果を踏まえ、一者応札・一者応募が極力発生しな の策定及び当該年度の個々の契約案件の点しいよう、引き続き、次年度以降の改善に努められたい。

<その他事項>

特になし。

1. 当事務及び事業に関す	る基本情報		
II-5	内部統制		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ

等の意見とし

行政法人評価

知した事項を

参考にするも

のとする。

る評価の結果 リング、監事監査、内 事の意見交換、会計監査

守義務を確認するなど、

統制の独立的評価を

更なる充実・強化を

図る。

評価対象となる指標	達成目標	基準値(前中期目標期間最終年度値等)	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

		1保 建灰口保	基毕旭 (則中朔日倧朔則取於1	十 及 他 守 /	20 中度	20 平度	41 中皮	20 平度	29 中皮	(参与用報)	ヨ欧午及よくの名	《惧胆守、必安	プルード
3	. 各事業年度の業	務に係る目標、計	一画、業務実績、年度評価に係る	5自己評価及	び主務大臣	による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画		主な評価指	標		法人の業務	務実績・ 自己	評価		主務大臣による	る評価
	内部統制に	「独立行政法」	人に 内部統制・ガバナンス	<評価の視	[点>		<主要な	業務実績>	>		評定 B		
	ついては、更に	おける内部統制。	と評 強化については、「独立	コンプラ	ライアンスの	の推進に関す	内部紛	語制に関し、	コンプライ	アンスの実践	<評定に至った	理由>	
	充実・強化を図	価に関する研究会	会」 行政法人における内部	る規程を整	を備し、その	徹底を図って	の徹底を	図るととも	っに、関係法	令及び内部規	コンプライア	ンス規程を始め	めとする
	るものとする。	が平成 22 年 3	月に 統制と評価に関する研	いるか			程等に関]して、日常	営の業務にお	いて徹底して	備し、日々の業	務において法令	令遵守を
	その際、総務省	公表した報告書	(「独 究会」が平成 22 年 3 月	定期的な	部内連絡会	:議を実施し、	事務を推	進するよう	う機会を捉え	て、役職員に	努めていること	が認められる。	
	の「独立行政法	立行政法人におり	ける に公表した報告書 (「独	日常的にモ	ニニタリンク	グを行ってい	注意喚起	を行った。	また、職員の	意識向上を図	コンプライア	ンスの遵守につ	ついては
	人における内	内部統制と評価は	につ 立行政法人における内	るか			るため、	コンプライ	アンス研修	を開催した。	催する連絡会議	の場等、あらゆ	る機会を
	部統制と評価	いて」)及び総務名	省政│部統制と評価につい	財務諸表	長監査の枠に	内における会	協会は	、常勤職員	16名(平成	以 28 年度末時	プライアンスに	ついて職員に	注意喚起
	に関する研究	策評価・独立行政	政法 て」) 及び総務省政策評	計監査人か	らの意見及	び「コンプラ	点) と小	規模な組織	であるので、	理事長への報	ている。また、理	里事長は、内部組	統制の現
	会」が平成 22	人評価委員会かり	ら独 価・独立行政法人評価委	イアンス委	員会」から	の意見の聴取	告•連絡	相談の徹原	底を繰り返し	喚起している	ため、総括管理	者(事務局長)	から定期
	年3月に公表	立行政法人等の	業務 員会から独立行政法人	内容、会計	監査人と理	事長及び監事	ほか、定	例の役員も	出席する事績	簩局(事務所)	けており、加えて	て、総括管理者	は、各課
	した報告書	実績に関する評価	価の 等の業務実績に関する	との意見交	を換の内容を	を職員に対し	会議なと	を通じて、	日頃より理	事長が組織運	ら定期的に内部	統制の現状等の	の報告を
	(「独立行政法	結果等の意見と	して 評価の結果等の意見と	周知し、必	要な対応を	検討したか	営方針等	を役職員に	に伝えるとと	もに、現状を	になっており、	日常的に現状の	り確認(²
	人における内	各府省独立行政治	法人 して各府省独立行政法	理事長は	、協会の内	部統制の現状	モニタリ	ングするた	など、常に理	事長がリーダ	が行われており	、内部統制・ガノ	バナンス
	部統制と評価	評価委員会等に対	通知 人評価委員会等に通知	等を適切に	把握してい	、 るか。また、	ーシップ	°を発揮でき	きる環境づく	りに努めてい	着実な取組が認	められる。	
	について」)、及	した事項を参考し	にし した事項等を踏まえ、法	内部統制の	充実・強化	に関する課題	る。				また、財務諸	表監査における	る監事及
	び総務省政策	て、法令等を遵	守し 令等を遵守しつつ業務	がある場合	たは、当該	課題に対応す	協会法	に明確に気	官められてい	るミッション	からの意見、コン	/プライアンス	(委員会な
	評価·独立行政	つつ業務を行い、	、協│を行い、協会に期待され	るための計	十画が適切!	こ作成されて	達成に当	たり、常に	法令遵守を徿	放底し、我が国	計監査人と理事	長及び監事との	の意見交
	法人評価委員	会に期待される	役割 る役割を十全かつ適切	いるか			の方針の	転換及びロ	コシアの対日	政策の変更が	いても、連絡会	議の機会を利用	用して職
	会から独立行	を十全かつ適切り	に果 に果たしていくため、内	理事長に	こよるマネミ	ジメントの単	最も大き	なリスクと	こなるため、	内的及び外的	っていることが	認められる。	
	政法人等の業	たしていくため、	、今 部統制に係る規程、監事	位ごとのア	プクションフ	プランを設定	な環境変	化には細心	いの注意を払	い、変化があ	小規模な組織	という点を生か	かし、理事
	務実績に関す	後も日常的なモニ	ニタ 監査の規程、理事長と監	しているか	7		った場合	には、直ち	っに主務府省	や関係機関等	連絡・相談の徹原	玉を繰り返し喚	起し、定

|部監査等を通じて定 | 人からの会計監査報告 | プロセス及び結果について、適切に て周知するなどして、業 期アクションプラン及び予算等へ 委員会等に通 | 実施し、内部統制の | 務を遂行する上での遵 | 反映しているか

> 監事監査において、理事長のマネ 引き続き内部統制・コンプジメントについて検証を行うとと プライアンスの充実・強した、把握した改善点等について、

アクションプランの実施に係る | と密接に連絡を取り、適切に対処している。

理事長のマネジメントの推進のため、中期 て各府省独立 | 期的又は随時に内部 | 等の内容を職員に対し | モニタリングを行いその結果を次 | 計画(5年間)と毎年度設定する年度計画をブ レークダウンした各部署のアクションプラン を詳細に設定し、そのモニタリングについて は、業務全般については総務担当、会計業務に ついては会計担当が実施している。また、一つ のプラン終了ごとに結果を報告させ、検証を

見程を始めとする各種規程を整 おいて法令遵守を徹底するよう められる。

D 遵守については、定期的に開 等、あらゆる機会を通じて、コン て職員に注意喚起と浸透を図っ は、内部統制の現状を把握する 務局長) から定期的に報告を受 括管理者は、各課等の責任者か り現状等の報告を受ける仕組み]に現状の確認(モニタリング) 統制・ガバナンス強化に向けた iる。

室における監事及び会計監査人 イアンス委員会からの意見、会 が監事との意見交換の内容につ 幾会を利用して職員に周知を行 かれる。

点を生かし、理事長への報告・ った場合には、直ちに主務府省や関係機関等 | 連絡・相談の徹底を繰り返し喚起し、定例の役員も同 席する事務局(事務所)会議などを通じて、常日頃か ら理事長が組織運営方針等を役職員に伝えるなど、 リーダーシップを発揮できる環境整備に努めている ことが認められる。

> また、各部署のアクションプランを設定してモニ タリングを実施し、結果についての報告、次年度への 反映に努めるなどの取組が認められる。

更に、理事長のマネジメントに対する検証を監事

化を図る。	理事長及び関係役員に対する報告	行い次年度のアクションプランの策定、実施	監査の際に行い、監事より監査結果の報告等が適切
	をしているか	に反映すべく努めている。	に行われているものと認められる。
		また、中期計画等の策定過程、進捗管理体	
		制、進捗状況のモニタリング等を規定する「中	<今後の課題>
		期計画等の策定及び評価に関する規程」に基	特になし。
		づき、「中期計画等進捗管理及び評価委員会」	
		を開催し、中期計画の進捗状況、平成 27 年度	<その他事項>
		業務実績評価についての状況把握・検証を行	特になし。
		い、中期計画等の進捗の把握に努めた。	
		理事長は、内部統制の現状を把握するため、	
		事務局長から定期的に報告を受けている。ま	
		た、事務局長は、各課等の責任者から定期的に	
		内部統制の現状等の報告を受ける仕組みとし	
		ている。	
		また、コンプライアンス規程に基づくコン	
		プライアンス委員会を開催し、外部有識者を	
		含めた委員の意見を聴取し、活発な意見の交	
		換を行い、アドバイスをいただいた。	
		更に、会計監査人及び監事とのディスカッ	
		ション、意見交換など、あらゆる機会を通じて	
		内部統制の現状の把握とコンプライアンスの	
		浸透に努めている。	
		なお、理事長のマネジメントを検証する監	
		事による監査は、監事が日常より理事長を始	
		めとする役職員と密接なコミュニケーション	
		を図りつつ現状と実情の把握に努めており、	
		監事監査の際にも各担当から実情の聴取、決	
		裁書類、保有個人情報等の管理状況等の監査	
		を行い、監査の結果は理事長を始め役員に報	
		告している。	
		また、通則法改正(平成27年4月施行)に	
		伴い、監事の機能強化等による法人内部のガ	
		バナンスの強化が図られたことに伴い、理事	
		長と常時意思疎通を図るとともに、会計監査	
		人との連携、業務執行の意思決定に係る文書	
		の閲覧・調査等を行い、理事長のマネジメント	
		に関する検証を行っている。	

1. 当事務及び事業に関する基本情報							
II — 6	運営費交付金金額策定						
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー					

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値(前中期目標期間最終年度値等)	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	(参考情報)当該年度までの累積値等、必要な情報

3.	各事業年度の業務に係る目	標、計画、業務実績	責、年度評価に係る自己評価	i及び主務大臣による評価		
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価
	「2.業務運営の効率	毎年の運営費	運営費交付金額の算定	<評価の視点>	<主要な業務実績>	評定 B
	化に関する事項」で定め	交付金額の算定	については、運営費交付金	運営費交付金について、債	運営費交付金債務残高を踏まえ、厳格に算	<評定に至った理由>
	た事項について配慮した	については、運営	債務残高の発生状況にも	務残高を踏まえ、厳格に算定	定するとともに、会計監査人及び監事により	運営費交付金については、中期計画に記載され
	中期計画の予算を作成、	費交付金債務残	留意した上で、厳格に行う	を行ったか	監査を受けた財務諸表及び決算報告書によ	ている算定ルールに基づき算定されている。また、
	当該予算の範囲で有効か	高の発生状況に	ものとする。加えて、財務	決算情報・セグメント情報	り、法人全体の決算情報のほか、一般業務勘定	財務内容については官報、協会ホームページなど
	つ効率的な業務運営を行	も留意した上で、	内容等の一層の透明性を	の公表の充実を含め、財務内	及び貸付業務勘定に区分したセグメント情報	で公表するとともに、事務所に常設するなど、公
	うこと。また、毎年の運営	厳格に行うもの	確保する観点から、決算情	容等の一層の透明性の確保	を法令等に基づき、官報、ホームページなどで	表の充実及び財務内容の透明性の確保に引き続き
	費交付金額の算定につい	とする。加えて、	報・セグメント情報の公表	がなされたか	公表するとともに、事務所に常設するなどの	努めていると認められることから、中期計画等に
	ては、運営費交付金債務	財務内容等の一	の充実を図るものとする。		公表を行うことにより、公表の充実及び財務	照らして、要求内容を満たす実績を上げているこ
	残高の発生状況にも留意	層の透明性を確			内容の透明性の確保に努めた。	とが認められる。
	した上で、厳格に行うも	保する観点から、				
	のとする。加えて、財務内	決算情報・セグメ				<今後の課題>
	容等の一層の透明性を確	ント情報の公表				特になし。
	保する観点から、決算情	の充実を図るも				
	報・セグメント情報の公	のとする。				<その他事項>
	表の充実を図るものとす					特になし。
	る。					

1. 当事務及び事業に関する	1. 当事務及び事業に関する基本情報							
Ⅲ—1	一般業務勘定							
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー						

2	2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値(前中期目標期間最終年度値等)	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	(参考情報)当該年度までの累積値等、必要な情報	
	短期借入金限度額	5 千万円	_	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし			

3.	各事業年度の業務に係る	目標、計画、業務等	実績、年度評価に係	系る自己評価及び主務大	定による評価	
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価
	「2.業務運営の効率	運営費交付金	運営費交付金	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	評定 一
	化に関する事項」で定め	の出入に時間差	の出入に時間差	運営費交付金に係	該当なし	<評定に至った理由>
	た事項について配慮し	が生じた場合、	が生じた場合、	る短期借入金額		短期借入金がないため、評価の対象外。
	た中期計画の予算を作	不測な事態が生	不測な事態が生			
	成、当該予算の範囲で有	じた場合等に充	じた場合等に充	<評価の視点>		<今後の課題>
	効かつ効率的な業務運	てるため、短期	てるため、短期	短期借入金の借入		特になし。
	営を行うこと。また、毎	借入金を借り入	借入金を借り入	を行う理由とその使		
	年の運営費交付金額の	れできることと	れできることと	途は適正か		<その他事項>
	算定については、運営費	し、その限度額	し、その限度額	短期借入金の金額		特になし。
	交付金債務残高の発生	を年間5千万円	を5千万円とす	は適正か		
	状況にも留意した上で、	とする。	る。			
	厳格に行うものとする。					
	加えて、財務内容等の一					
	層の透明性を確保する					
	観点から、決算情報・セ					
	グメント情報の公表の					
	充実を図るものとする。					

1. 当事務及び事業に関する	1. 当事務及び事業に関する基本情報							
Ⅲ —2	貸付業務勘定							
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー						

2. 主要な経年データ										
評価対象となる指標	達成目標	基準値(前中期目標期間最終年度値等)	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	(参考情報)当該年度までの累積値		
								等、必要な情報		
短期借入金限度額	年間 14 億円以内	_	7億9,000万円	7億4,000万円	5億3,000万円	4億5,000万円				

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価
「2. 業務運営の効率	貸付に必要	貸付に必要	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	評定 B
化に関する事項」で定め	な資金に充て	な資金に充て	貸付事業に係る短期借入金額	貸付業務勘定においては、実際の資金繰り状況	<評定に至った理由>
た事項について配慮し	るため、短期	るため、短期		に合わせて効率的に資金調達をするために長期	短期借入金においては、貸付業務勘定で目的を
た中期計画の予算を作	借入金を借り	借入金を借り	<評価の視点>	借入金(無担保扱い)をするまでの「つなぎ資金」	限定し、限度額以下の借入を行ったのみであり、
成、当該予算の範囲で有	入れできるこ	入れできるこ	短期借入金の借入を行うこととした理由、	として借り入れた。資金計画では、11億8,000万	その借入金額については中期目標等における水準
効かつ効率的な業務運	ととし、その	ととし、その	その使途は適正か	円の借入を予定していたが、実績では、資金繰り	に達しないものであったことから、中期目標等に
営を行うこと。また、毎	限度額を年間	限度額を 14	短期借入金の金額は適正か	上最低限必要であった4億5,000万円を借り入	照らして要求内容を満たす実績であると認められ
年の運営費交付金額の	14 億円とす	億円とする。		れた。	る。
算定については、運営費	る。			これにより短期借入金利息の支払いを節減す	
交付金債務残高の発生				ることができた。	<今後の課題>
状況にも留意した上で、					特になし。
厳格に行うものとする。					
加えて、財務内容等の一					<その他事項>
層の透明性を確保する					特になし。
観点から、決算情報・セ					
グメント情報の公表の					
充実を図るものとする。					

担保の差入れ先の選定は妥当か

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
IV—1	重要な財産の処分等に関する計画							
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー						

4	2. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値(前中期目標期間最終年度値等)	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	(参考情報)当該年度までの累積値等、必要な情報
	長期借入金の借入先金融機関への担保に	10 億円	_	10 億円	10 億円	10 億円	10 億円		

供する基金資産額

当該予算の範囲で有効か 関に対し、基金資 基金資産 10 億円を

費交付金額の算定につい する。

ては、運営費交付金債務

残高の発生状況にも留意

した上で、厳格に行うも

のとする。加えて、財務内

容等の一層の透明性を確

保する観点から、決算情

報・セグメント情報の公

表の充実を図るものとす

3.	各事業年度の業務に係る目	標、計画、業務実	績、年度評価に係る日	自己評価及び主務大臣による評価			
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
	「2.業務運営の効率	低利な資金調	低利な資金調達	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	評定	В
	化に関する事項」で定め	達を可能にする	を可能にするため、	担保に供する基金資産額	設立時に国から交付された 10 億円の基金	<評5	- Eに至った理由 <i>></i>
	た事項について配慮した	ため、長期借入金	長期借入金の借入		については、長期借入金取引のある民間金融	対象	象者に対する融資業務の遂行に必要な資金の
	中期計画の予算を作成、	の借入先金融機	先金融機関に対し、	<その他の指標>	機関において預入期間1年の定期預金で運	財源に	こ充てるための基金として国から交付された

つ効率的な業務運営を行 産 10 億円を担保 担保に供するもの うこと。また、毎年の運営に供するものと とする。 <評価の視点> 担保の提供方法は妥当か るか

低利な資金調達が可能となってい 金庫1.5億円、三菱東京UFJ銀行1億円、 入金をすることが想定されることから、担保一の選定は妥当である。 の提供方法は、根質権としている。平成28年 長期プライムレートの 0.950%という低利率 | と同水準である。 で資金調達することができた。

| 機関において預入期間1年の定期預金で運 | 財源に充てるための基金として国から交付された 用し、借入金の担保に供している。資金調達 10億円については、低利な資金調達を可能にするた を安定的に行うこと等を念頭に様々な業態 め、長期借入金の借入先金融機関に対し担保として から選定しており、現在の預入先は、北洋銀 | 供している。その内訳としては北洋銀行4億円、北 行4億円、北海道信漁連2.5億円、信金中央│海道信漁連2.5億円、信金中央金庫1.5億円、三菱 東京 UFJ 銀行1億円、大地みらい信用金庫1億円と 大地みらい信用金庫1億円としている。貸付 なっており、資金調達を安定的に行うこと等を念頭 金原資の確保のために毎年継続的に長期借しに様々な業態から選定していることから、差入れ先

また、提供方法についても、継続的な長期借入金 度においては、担保差入金額までの長期借入しの借入れを想定して根質権を設定するなど安定的 金については、預入利率プラス 0.5%の な資金調達を企図しており、妥当であると認められ 0.510%、それ以外の長期借入金については、 る。担保に供する金額についても中期計画等の記載

> これらのことから、計画等に照らして要求内容を 満たすものであると認められる。

<今後の課題> 特になし。

<その他事項> 特になし。

4. その他参考情報

る。

1. 当事務及び事業に関す	る基本情報
IV—2	剰余金の使途
当該項目の重要度、難易度	関連する政策評価・行政事業レビュー

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標 達成目標	基準値(前中期目標期間最終年度値等)	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	(参考情報)当該年度までの累積値等、必要な情報

3	. 各事業年度の業務に係る目	標、計画、業務実績、年	度評価に係る自己評価及	及び主務大臣による評価		
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価
	「2.業務運営の効率化	剰余金は、職員の研	剰余金は、職員の研	職員の研修機会を設けたか	<主要な業務実績>	評定 —
	に関する事項」で定めた事	修機会の充実、わかり	修機会の充実、わかり		該当なし	<評定に至った理由>
	項について配慮した中期	やすい情報提供の充	やすい情報提供の充	<評価の視点>		剰余金がないため、評価の対象外。
	計画の予算を作成、当該予	実等に充てる。	実等に充てる。	剰余金の使途は適正か		
	算の範囲で有効かつ効率					<今後の課題>
	的な業務運営を行うこと。					特になし。
	また、毎年の運営費交付金					
	額の算定については、運営					<その他事項>
	費交付金債務残高の発生					特になし。
	状況にも留意した上で、厳					
	格に行うものとする。加え					
	て、財務内容等の一層の透					
	明性を確保する観点から、					
	決算情報・セグメント情報					
	の公表の充実を図るもの					
	しとする。					

4. その他参考情報		

1. 当事務及び事業に関する	1. 当事務及び事業に関する基本情報								
IV—3	施設及び整備に関する計画								
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー							

2	2. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値(前中期目標期間最終年度値等)	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	(参考情報)当該年度までの累積値等、必要な情報

3	. 各事業年度	Eの業務に係る目標、計画、業務実 総	責、年度評価	に係る自己評価及び主務大臣によ	る評価	
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価
		羅臼国後展望塔について必要な	該当なし	展望塔について必要な改修を	<主要な業務実績>	評定 一
		改修を行う。		行ったか	該当なし	<評定に至った理由>
						平成26年度に実施済みにつき、評価の対象外。
						<今後の課題>
						特になし。
						<その他事項> 特になし。

4. その他参考情報		

1. 当事務及び事業に関す	る基本情報	
IV—4	人事に関する計画	
当該項目の重要度、難易度	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	基準値(前中期目標期間最終年度値等)	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	(参考情報)当該年度までの累積値等、必要な情報

1. 合事業年度の業務に 中期目標	係る目標、計画、業務実績 中期計画	年度計画	半価及び主務人足による評価 主な評価指標	□ 法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価
業務の重要度と		職員の適性を的確	<その他の指標>	<主要な業務実績>	評定 B
優先順位を踏まえ、	職員の適性を的確に	に把握し、適材適所の	職員の適性に応じた人	事業の充実、多様化に備え、柔軟で流動型(フラ	<評定に至った理由>
職員の適正な配置	把握し、適性に応じた	人員配置に努める。	員配置がされているか	ット)の組織を目指し、組織の見直し、両勘定間の	極めて限られた人数の中で、スタッフ制を採用
を行うことにより、	人員配置を行う。	業務上必要な研修	職員のロシア語習得の	連携強化及び効果的、効率的事業の推進のための検	し、人員の配置については、事業ごとの内容を検証
業務の効率化を図	業務上必要な研修に	に積極的に参加させ、	推進や各研修会への派遣	討を行った結果、平成 17 年4月に組織規程の改正	しつつ、業務への対応状況や語学力等、能力の適性
る。	積極的に参加させ、職	職員の能力開発を図	など業務上必要な知識・	を行い、課制(事務局総務課を除く)を廃止し、ス	を見極めながら適切な配置を行っている。
また、事業の円滑	員の能力開発を図るな	るなど、業務上必要な	技術向上を目指している	タッフ制を採用しており、職員の適性を見極めなが	また、職員のロシア語習得の推進や、各種研修会
な実施のため、職員	ど、業務上必要な知識・	知識・技術の向上を目	カゝ	ら人員配置を行うよう努めた。	への職員の積極的な派遣などにより、職員の能力向
のロシア語習得の	技術の向上を目指す。	指す。また、職員のロ		組織見直しの結果によるスタッフ制の導入を受	上の推進に努めるなど、最大限の努力を行っている
推進に努め、職員を	特に、職員のロシア語	シア語習得の推進に	<評価の視点>	け、より機能的な組織運営及び業務遂行能力の一層	と認められる。
採用する際にはロ	習得の推進に努め、職	努める。	職員の適正な配置を行	の向上を図るためには、職員一人一人の能力向上が	
シア語のスキルも	員を採用する際にはロ		うことにより、業務の効	欠かせないことから、各種研修会に職員を積極的に	<今後の課題>
考慮した募集を行	シア語のスキルを考慮		率化を図れているか	派遣し、職員の能力の向上を図った。その結果、研	特になし。
うこと等の措置を	した募集を行うこと等			修で学んだことを活かすことによって、事務の円滑	
講じるものとする。	の措置を講じるものと			な遂行かつ業務効率の向上を図っている。	<その他事項>
	する。				特になし。
	② 人員に係る指標				
	期末の常勤職員数				
	は、期首を上回らない				
	ものとする。				

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
IV—5	中期目標期間を超える債務負担							
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー						

2	2. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値(前中期目標期間最終	年度値等) 25年	度 26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	(参考情報)当該年度までの累積値等、必要な情報

3	3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価												
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価							
		中期目標期間中の業務を効率	中期目標期間中の業務を効率	中期目標期間にわ	<主要な業務実績>	評定 一							
		的に実施するために、次期中期	的に実施するために、次期中期	たっての契約状況	該当なし	<評定に至った理由>							
		目標期間にわたって契約を行う	目標期間にわたって契約を行う			次期中期目標期間にわたって契約を行っていないので							
		ことがある。	ことがある。			評価対象外。							
						<今後の課題>							
						特になし。							
						<その他事項>							
						特になし。							

4. その他参考	情報		

1. 当事務及び事業に関する	1. 当事務及び事業に関する基本情報							
IV—6	情報セキュリティ対策							
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー						

2. 🖹	主要な経年データ								
評	価対象となる指標	達成目標	基準値(前中期目標期間最終年度値等)	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	(参考情報)当該年度までの累積値等、必要な情報

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価
政府の方	政府の方針を踏まえ、情	政府の方針を踏まえ、情報	情報セキュリティ対策の	<主要な業務実績>	評定 B
針を踏まえ、	報セキュリティ対策の向	セキュリティ対策の向上を	実施	関係府省等からの通知等を役職員等全員	<評定に至った理由>
情報セキュ	上を図る。	図る。		に周知・徹底し、これを踏まえ、緊急時の措	政府の方針を踏まえ、職員に対して情報セキュリラ
リティ対策			<評価の視点>	置、連絡体制等について改めて検討を行う	ィの研修(内部研修1回、外部研修7回)を行うなど
の向上を図			情報セキュリティ対策の	など、情報セキュリティ対策の確認等を行	職員の意識向上に努めたと認められる。
る。			向上が図られているか	った。	また、政府の方針を職員等全員に周知・徹底すると
				また、情報セキュリティへの意識の向上	ともに、これらを踏まえ、緊急時の措置、連絡体制等
				を図るための各種の研修の実施・参加を行	について改めて検討を行うなど、個人情報等の適切な
				ったことにより、職員等に情報セキュリテ	管理等のための体制を整備・強化したことにより、さ
				ィ対策の重要性についての意識の向上を図	キュリティ対策の向上を図ったと認められる。
				っている。	
					<今後の課題>
					特になし。
					10. 5. 2 5
					 <その他事項>
					特になし。